

ひこね障害者まちづくりプラン 2024

【素案】

[彦根市障害者計画(第5期)・
彦根市障害福祉計画(第7・8期)・
彦根市障害児福祉計画(第3・4期)・
彦根市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)]

令和6年（2024年）1月
彦根市

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 国の動向	2
2 計画の位置付け	5
(1) 法令の根拠	5
(2) 関連する計画との関係	6
3 計画の期間	7
4 計画の策定体制	8
(1) 彦根市障害者福祉推進会議・専門委員会・発達支援専門委員会等での審議	8
(2) 福祉に関するアンケート調査の実施	8
(3) 障害者団体・障害福祉サービス事業所へのアンケート調査の実施	9
(4) 市民意見の聴取および反映	9
第2章 障害のある人を取り巻く現状	10
1 統計から見る彦根市の状況	10
(1) 総人口と世帯数	10
(2) 障害者手帳交付者の状況	11
(3) 身体障害者手帳交付者の状況	11
(4) 療育手帳交付者の状況	13
(5) 精神障害者保健福祉手帳交付者・自立支援医療(精神通院医療)受給者の状況	14
(6) 障害福祉サービス等を受ける人の状況	15
(7) 難病患者等の状況	16
(8) 特別支援学級・特別支援学校の状況	17
2 アンケート調査結果から見る現状と課題	18
(1) 生活支援・障害福祉サービスについて	18
(2) 就労・社会参加について	20
(3) 療育・教育について	21
(4) 相談・情報入手について	22
(5) 障害への理解・権利擁護について	23
3 事業所・関係団体調査結果から見る現状と課題	24
(1) 障害福祉サービスについて	24
(2) 障害福祉の現状と課題について	25
4 彦根市障害者福祉推進会議および湖東地域障害者自立支援協議会の意見	26
(1) 彦根市障害者福祉推進会議での主な意見	26
(2) 湖東地域障害者自立支援協議会での主な意見	27
5 第4期彦根市障害者計画等の進捗状況等	28
(1) 第4期彦根市障害者計画の数値目標の進捗状況	28

(2) 第6期彦根市障害福祉計画の成果指標・数値目標の進捗状況	29
(3) 第2期彦根市障害児福祉計画の成果指標・数値目標の進捗状況	30
(4) 障害福祉サービスの利用状況.....	31
(5) 地域生活支援事業の利用状況.....	33
(6) 障害児通所支援等の利用状況.....	34
6 現状と課題の整理.....	35
(1) 社会参加・就労支援について	35
(2) 療育・教育・発達支援について	35
(3) 地域生活への支援について	36
(4) 障害のある人や障害に対する理解促進について	36
第3章 基本理念と基本方針.....	37
1 基本理念.....	37
2 基本方針.....	38
3 SDGsとの関連	39
第4章 施策の展開	40
基本方針1 いきいき暮らす	41
(1) スポーツ・文化・学習・余暇活動の充実	41
(2) 雇用環境・就労支援の充実.....	42
(3) 意思疎通・外出支援の充実.....	44
基本方針2 のびのび育つ	45
(1) 療育・保育の充実.....	45
(2) 学校教育・進路指導の充実.....	46
(3) 関係機関のネットワークによる支援	48
(4) 発達支援システムの構築.....	49
(5) ライフステージ間の途切れない支援	51
基本方針3 いつでも相談・サービスが受けられる	52
(1) 地域生活を支えるサービスの提供	52
(2) 保健医療の充実.....	54
(3) 相談支援・情報提供の充実.....	56
(4) 権利擁護の促進.....	58
基本方針4 安心・安全のやさしいまち	60
(1) 障害理解の促進.....	60
(2) ボランティア・市民活動.....	61
(3) 福祉のまちづくり	63
(4) 防犯・防災体制の構築.....	64
(5) 住環境の整備.....	66
第5章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供.....	67

I	障害福祉サービスの見込み量と確保方策	67
(1)	訪問系サービス.....	67
(2)	日中活動系サービス.....	68
(3)	居住系サービス.....	71
(4)	相談支援.....	72
2	地域生活支援事業の見込み量と確保方策	73
(1)	地域生活支援事業(必須事業)	73
(2)	地域生活支援事業 (任意事業)	77
3	障害児通所支援等の見込み量と確保方策	79
(1)	通所系サービスと障害児相談支援	79
(2)	子ども・子育て支援等.....	81
第6章 権利擁護と成年後見制度の利用促進	82	
I	権利擁護と成年後見制度	82
2	計画の位置付け.....	82
3	現状の整理.....	83
4	計画の評価・課題の抽出	87
5	計画の基本理念.....	88
6	計画の基本目標.....	88
7	中核機関.....	89
8	施策の展開.....	91
9	重点取組事項.....	96
10	計画の評価と進行管理	97
11	計画策定と推進の経緯	98
12	彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員名簿	98
第7章 数値目標・成果目標	99	
I	ひこね障害者まちづくりプラン 2024 数値目標.....	99
2	成果目標.....	100
(1)	施設入所者の地域生活の実現.....	100
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	101
(3)	地域全体で支える仕組づくり	102
(4)	福祉施設から一般就労への移行	103
(5)	障害児支援の提供体制の整備等	104
第8章 計画の推進体制	106	
I	計画の推進	106
(1)	本市関係各課の連携体制の整備.....	106
(2)	関係機関との連携・ネットワークづくり	106
2	計画の進行管理.....	107

第Ⅰ章 はじめに

I 計画策定の背景と趣旨

(Ⅰ) 策定の趣旨

国においては、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者虐待防止法」の施行、平成25年に「障害者差別解消法」の成立などの国内法の整備を進め、障害のある人に関する初めての国際条約である「障害者権利条約」(平成18年12月国連採択)を、平成26年1月に批准し、その後も障害福祉の向上のための環境整備が行われてきました。

近年では、令和3年に「障害者差別解消法」が改正され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障害のある人に対する理解や配慮がより一層求められています。

また、令和4年には「障害者総合支援法」の改正が行われ、障害のある人や子どもの地域生活の支援体制の充実や障害のある人の多様な就労ニーズへの対応など、障害のある人や子どもの希望する生活を実現するための各種施策の充実が求められています。

本市では、「みんながともに支えあい安心して暮らせるあたたかいまち 彦根」を基本理念とする「ひこね障害者まちづくりプラン(第4期彦根市障害者計画(中間見直し)・第6期彦根市障害福祉計画・第2期彦根市障害児福祉計画・彦根市成年後見制度利用促進基本計画)」を、令和3年3月に策定し障害者施策を推進してきました。

現行の「ひこね障害者まちづくりプラン」の計画期間が令和5年度で終了となることから、国の障害者基本計画(第5次)や基本指針(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)を踏まえ、本市の障害のある人や子ども、その家族の状況や意向等を確認し、本市の障害福祉施策を総合的かつ計画的に進めるために、彦根市障害者計画(第5期)・彦根市障害福祉計画(第7・8期)・彦根市障害児福祉計画(第3・4期)・彦根市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)の4つの計画を、より一体的なものとする「ひこね障害者まちづくりプラン2024」(以下「本計画」という。)を策定し、市民一人ひとりがそれぞれの個性を認め合い、それぞれに輝き、誰もが安心して暮らすことができる、地域共生社会の実現に向けた取組をより一層進めることとします。

(2) 国の動向

① 障害者基本法改正以降の主な国の動き

年	事項	概要
平成 23 年	障害者基本法の改正	・「障害者」の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24 年	障害者虐待防止法の施行	・障害者虐待の定義、防止策を明記
平成 25 年	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、「障害者」の範囲に難病患者等追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障害者就労施設等への物品等の需要の推進
平成 26 年	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28 年	障害者差別解消法の施行	・障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定および成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30 年	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に「精神障害者」を追加
	障害者総合支援法および児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・「高齢障害者」の介護保険サービスの円滑利用 ・「障害児」のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する「障害児」に対する支援
令和元年	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・「視覚障害者」等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的
令和 2 年	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設

年	事項	概要
令和3年	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置付け、国や自治体に支援の責務を明記
令和4年	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行を支援 ・就労選択支援のサービスを追加
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く「精神障害者」、「重度身体障害者」、「重度知的障害者」について、法定雇用率の算定対象に追加
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・「障害者」による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進(障害の種類・程度に応じた手段が選択可能となる)

② 国の障害者基本計画（第5次）の視点

国の障害者基本計画（第5次）は、障害者権利条約の理念や社会情勢の変化を踏まえつつ、以下の視点に留意しながら施策を進めていくこととしています。

条約の理念の尊重および整合性の確保

障害者に関する施策の策定や実施に当たっては、「障害者権利条約」の理念を尊重し、整合を図る。

共生社会の実現に資する取組の推進

AI技術を用いた機器やサービスの利活用について検討し、積極的な導入を推進するなど、あらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れる。

当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

分野の枠に捉われない関係機関や制度の連携を通じ、総合的かつ横断的にライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。

障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策の推進は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、総合的に進めていくことが重要となる。

障害のある女性、子どもおよび高齢者に配慮した取組の推進

複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、きめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定し、実施する必要がある。

PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

必要なデータを収集し統計の充実を図るとともに、PDCAサイクルの構築や実行、施策の見直しを図る必要がある。

③ 国の基本指針(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)の概要

新たな国的基本指針のうち、以下の内容について見直しが行われており、それらに留意し計画策定や施策の推進を行うことになります。

■基本指針見直しの主な事項

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行および定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員およびサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

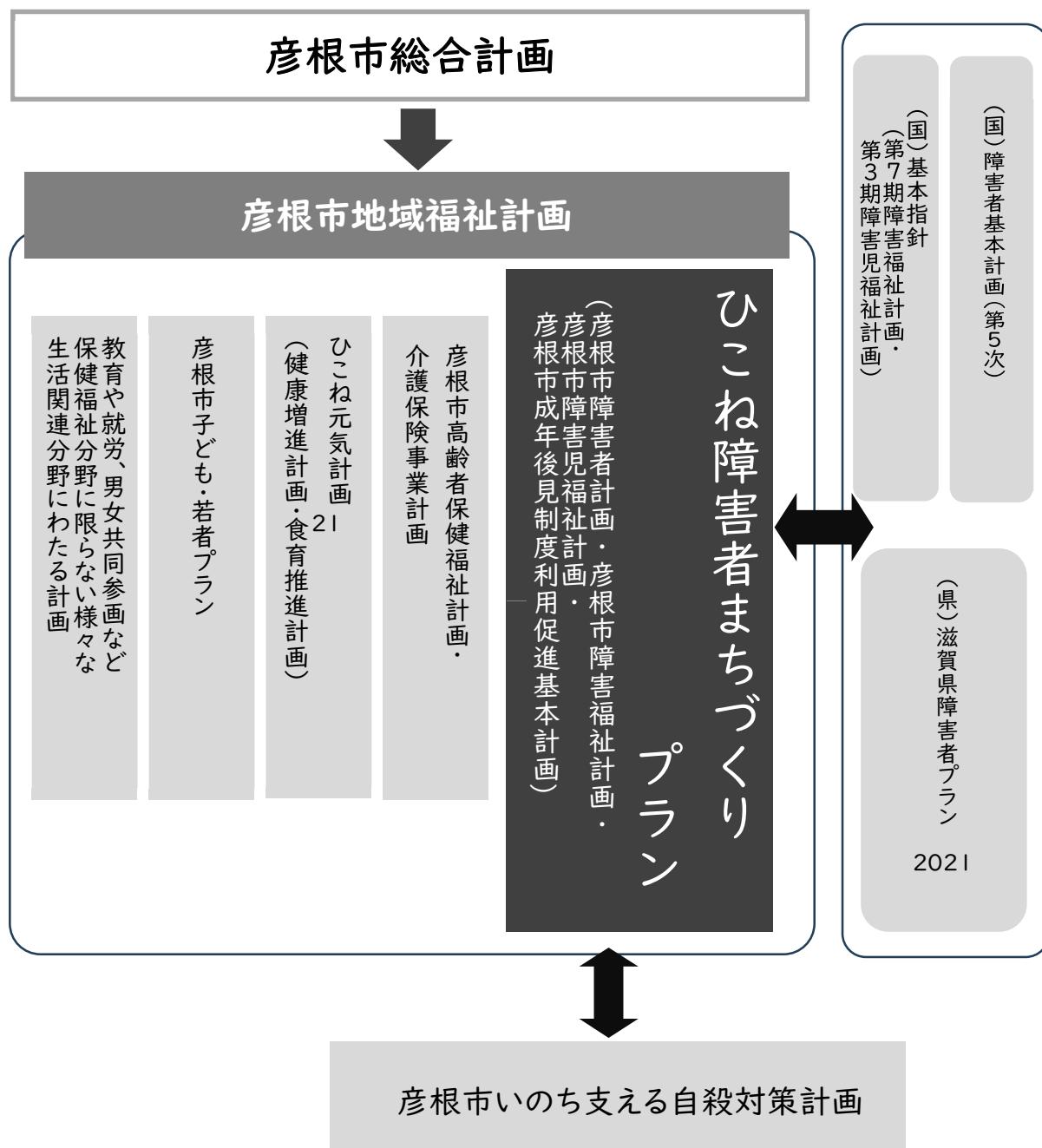
2 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

<p>彦根市障害者計画 (第5期) (発達支援の取組を含む)</p>	<p>【根拠法】障害者基本法第11条第3項 【内容】彦根市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取組を示す計画です。 【対象】障害者基本法第2条に定義される「障害者」・身体障害・知的障害・精神障害(発達障害含む)、その他心身の機能の障害があり、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人 【計画期間】令和6年度～令和11年度の6年間(中間年の見直しを実施) [発達支援の取組]根拠法:発達障害者支援法第3条 内容:本市の発達障害のある人や子どもに対して、ライフステージに応じて、各分野が連携体制を図り、切れ目のない支援を行う取組です。</p>
<p>彦根市障害福祉計画 (第7・8期)</p>	<p>【根拠法】障害者総合支援法第88条 【内容】障害のある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて必要量を見込み、その提供方針を示す取組です。 【計画期間】令和6年度～令和11年度の6年間(中間年の見直しを実施)</p>
<p>彦根市障害児福祉計画 (第3・4期)</p>	<p>【根拠法】児童福祉法第33条の20 【内容】障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を定めるとともに、障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に定める計画です。 【計画期間】令和6年度～令和11年度の6年間(中間年の見直しを実施)</p>
<p>彦根市成年後見制度利用促進基本計画 (第2期)</p>	<p>【根拠法】成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条 【内容】成年後見制度の利用促進に向けた取組に係る基本方針と取組を示す計画です。 【計画期間】令和6年度～令和8年度の3年間 ※彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても同様に、基本方針等を策定します。</p>

(2) 関連する計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「彦根市総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、福祉分野の上位計画である「彦根市地域福祉計画」、関連計画である「彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「ひこね元気計画21(健康増進計画・食育推進計画)」、そして「彦根市いのち支える自殺対策計画」、その他の教育や就労、男女共同参画など保健福祉分野に限らない様々な生活関連分野にわたる計画、国および滋賀県の計画と整合を図り策定します。



3 計画の期間

本計画全体の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6か年として、それぞれの計画に相当する部分については、彦根市障害者計画(第5期)、彦根市障害福祉計画(第7・8期)、彦根市障害児福祉計画(第3・4期)に相当する部分は令和6年度から、令和11年度までの6か年、「彦根市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)」に相当する部分は令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

また、彦根市障害者計画(第5期)、彦根市障害福祉計画(第7・8期)、彦根市障害児福祉計画(第3・4期)に相当する部分については、令和8年度に中間年の見直しを行うこととします。

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ひこね 障害者 まちづ くりプ ラン												
ひこね障害者まちづくり プラン												
[それぞれの計画に相当する部分の計画期間]												
障害者計 画												
第4期												
第5期 [前期] [後期] ※中間年の見直し												
障害福祉 計画												
第5期			第6期									
第7・8期 [前期(7期)] [後期(8期)] ※中間年の見直し												
障害児福 祉計画												
第1期			第2期									
第3・4期 [前期(3期)] [後期(4期)] ※中間年の見直し												
成年後見 制度利用 促進計画												
第1期												
第2期												
第3期												

4 計画の策定体制

(1) 彦根市障害者福祉推進会議・専門委員会・発達支援専門委員会等での審議

本計画は、幅広い関係者の参画により策定するため、障害のある人やその家族、障害者団体代表者、学識経験者、サービス事業者等で構成される彦根市障害者福祉推進会議・同専門委員会・同発達支援専門委員会および彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会で計画案を審議しました。

(2) 福祉に関するアンケート調査の実施

障害のある人や障害のある子どもおよび保護者の生活実態をはじめ、福祉サービスのニーズ、発達に関すること、一般市民の意識等について把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的としてアンケート調査を実施しました。

	種 別		
	福祉アンケート (18歳以上)	福祉アンケート (18歳未満)	市民
調査対象者	市内在住の18歳以上の、障害者手帳の交付を受けている人、自立支援医療(精神通院)を受けている人、難病患者等で障害福祉サービスを受けている人	児童発達支援(療育教室)などに通う、障害者手帳の交付を受けている、自立支援医療(精神通院)を受けている、障害福祉サービス等を受けているなどの子どもの保護者	市内に在住の18歳以上の人から無作為抽出
調査期間	令和5年8月26日(土)～令和5年9月8日(金)		
調査方法	郵送による調査票の配布、郵送による調査票の回収またはWEBでの回答		
WEB調査	有	有	有
配布数	1,200件	490件	1,000件
有効回収数	571件	204件	399件
有効回答率	47.6%	41.6%	39.9%

	種 別	
	発達支援 (18歳未満)	発達支援 (18歳以上)
調査対象者	発達障害やその疑いまたはその特性などがある子どもの保護者	発達障害やその疑いまたはその特性などがある方
調査期間	令和5年8月26日(土)～令和5年9月8日(金)	
調査方法	郵送による調査票の配布、郵送による調査票の回収またはWEBでの回答	
WEB調査	有	無
配布数	240件	
有効回収数	133件	
有効回答率	55.4%	
	66.7%	

(3) 障害者団体・障害福祉サービス事業所へのアンケート調査の実施

彦根市の障害福祉の現状や施策に関する意見、サービスの状況等について把握するため、市内の障害者団体・障害福祉サービス事業所を対象にアンケート調査を行いました。

調査対象者	本市市民が利用する滋賀県下の障害福祉サービス等を提供する事業所(市内事業所は全て)	本市を中心に活動する障害者団体
調査期間	令和5年8月29日(火)～令和5年9月12日(火)	
調査方法	郵送による調査票の配布、郵送による調査票の回収	
配 布 数	137件	7件
回 収 数	79件	6件
回 収 率	57.7%	85.7%

(4) 市民意見の聴取および反映

本計画の策定にあたり、計画素案に対して市民から広く意見を聴取するパブリックコメントを実施しました(する予定です)。

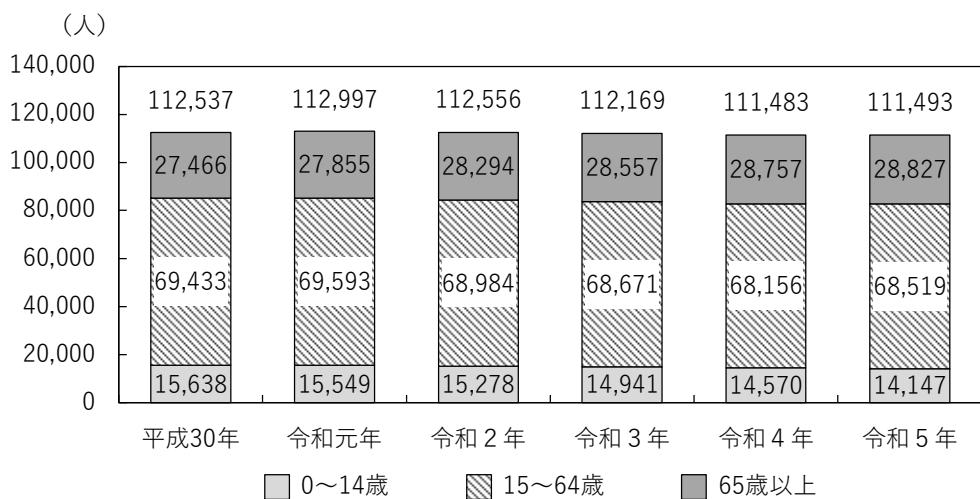
第2章 障害のある人を取り巻く現状

I 統計から見る彦根市の状況

(1) 総人口と世帯数

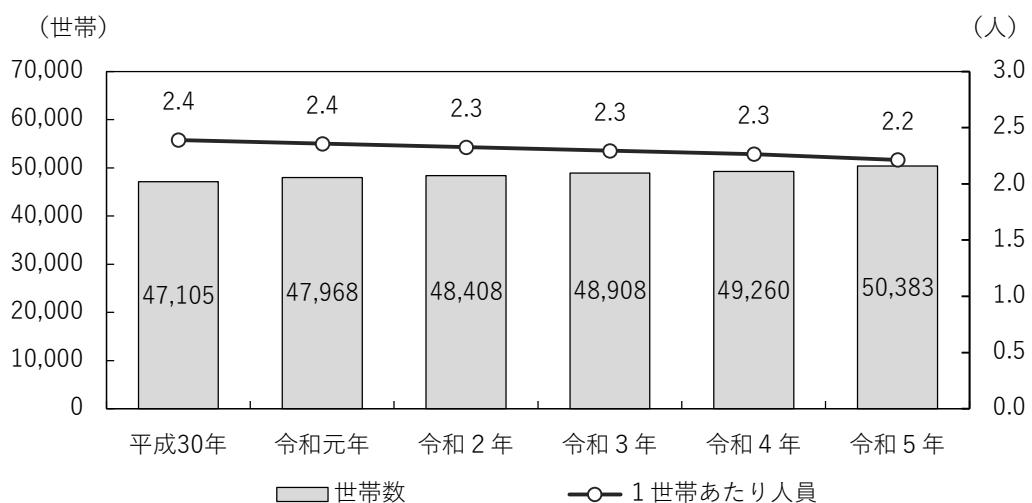
彦根市の総人口は、令和元年以降減少傾向で推移し、令和5年に増加しています。年齢別に見ると、0歳から14歳は減少している一方、65歳以上は増加しています。世帯数は、増加していますが、1世帯あたりの人員数は減少しています。

■総人口および年齢3区分別人口の推移



資料:彦根市世帯・人口統計表(各年4月1日現在)

■世帯数および1世帯あたりの人員数の推移

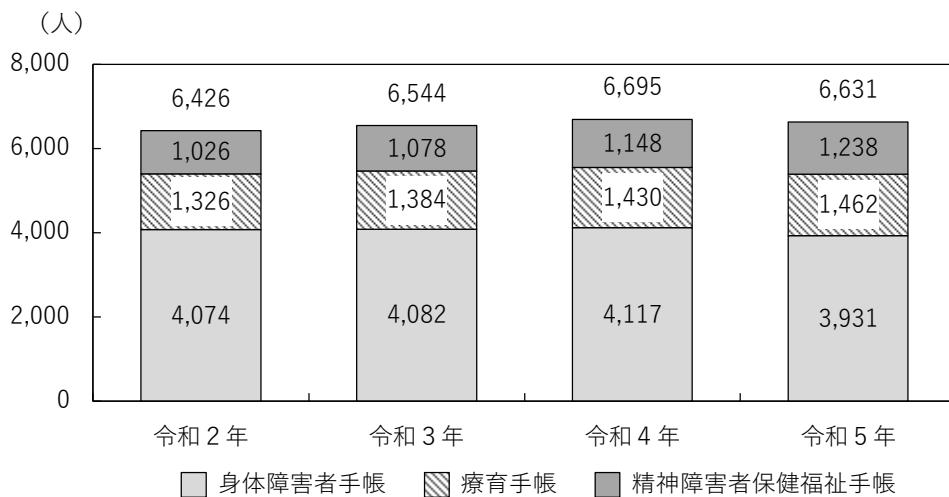


資料:彦根市世帯・人口統計表(各年4月1日現在)

(2) 障害者手帳交付者の状況

障害者手帳交付者数は、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳が増加しています。

■障害者手帳交付者数の推移

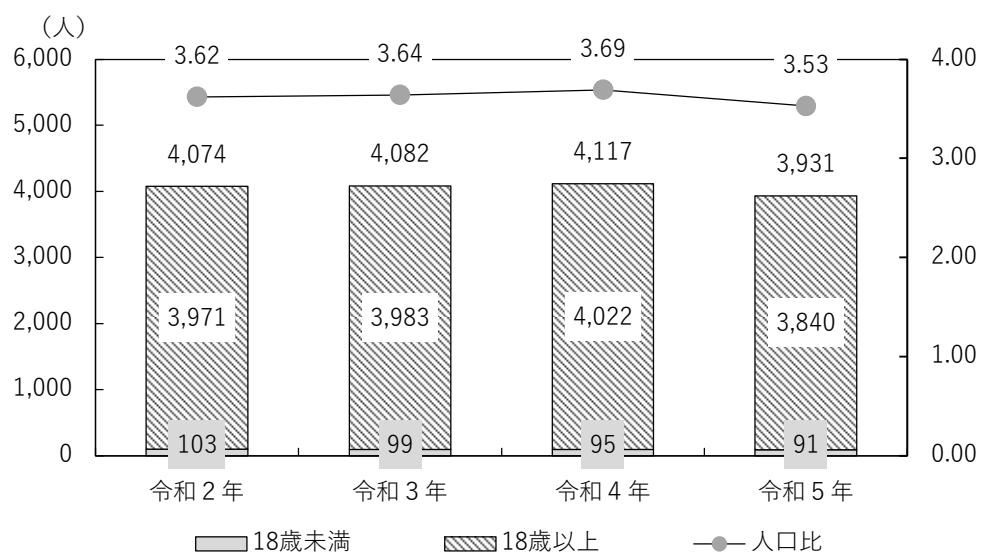


資料：障害福祉課（各年3月末現在）

(3) 身体障害者手帳交付者の状況

身体障害者手帳交付者数は、4,000人前後のほぼ横ばいで推移しており、令和5年が3,931人となっています。

■年齢別身体障害者手帳交付者数の推移

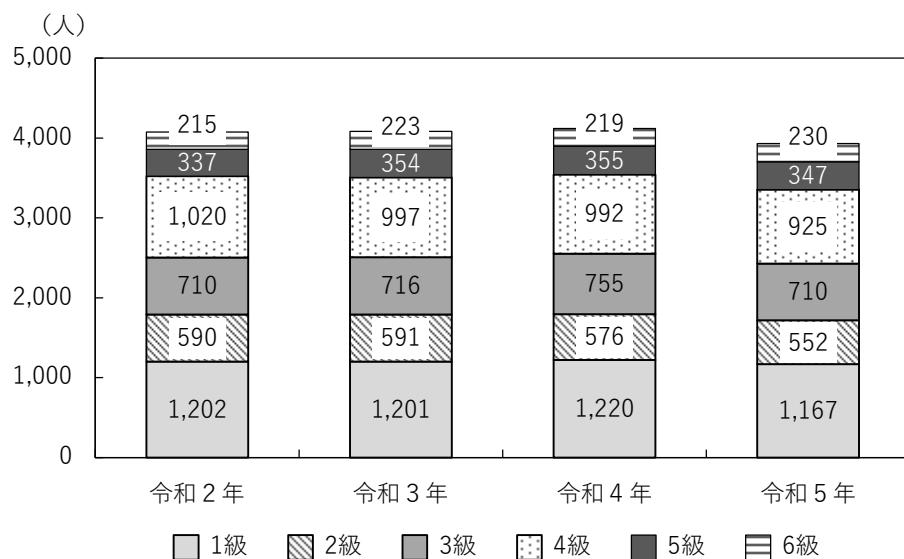


資料：障害福祉課（各年3月末現在）

等級別の身体障害者手帳交付者数は、1級が最も多い、次いで4級が多くなっています。
1級、3級、5級はやや増加傾向またはほぼ横ばいで推移しています。

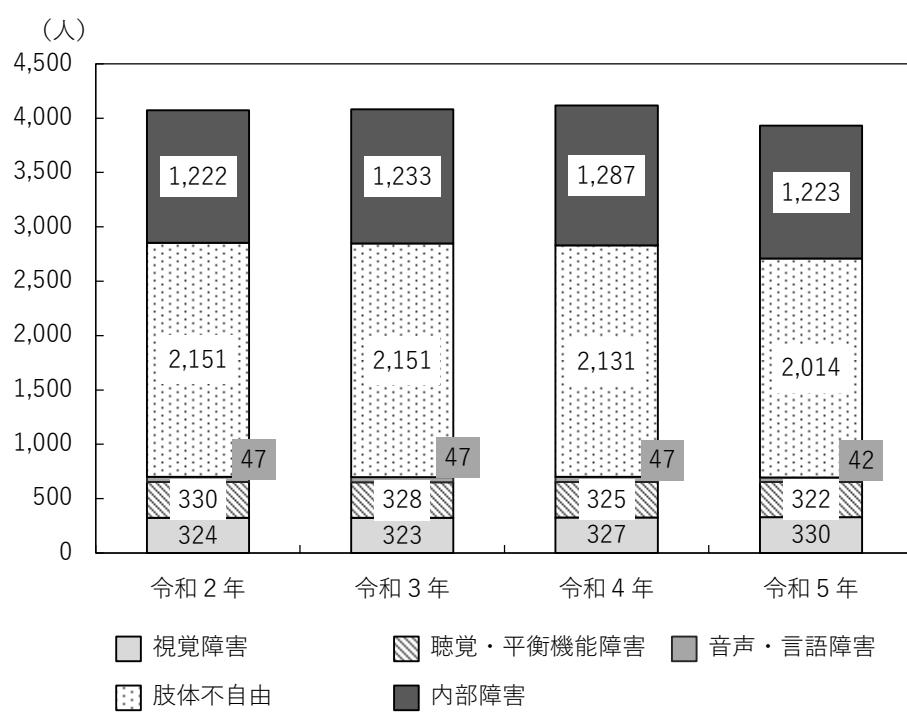
障害の種類別身体障害者手帳交付者数は、肢体不自由が最も多くなっていますが、やや減少傾向にあります。

■ 等級別身体障害者手帳交付者数の推移



資料:障害福祉課(各年3月末現在)

■ 障害の種類別身体障害者手帳交付者数の推移



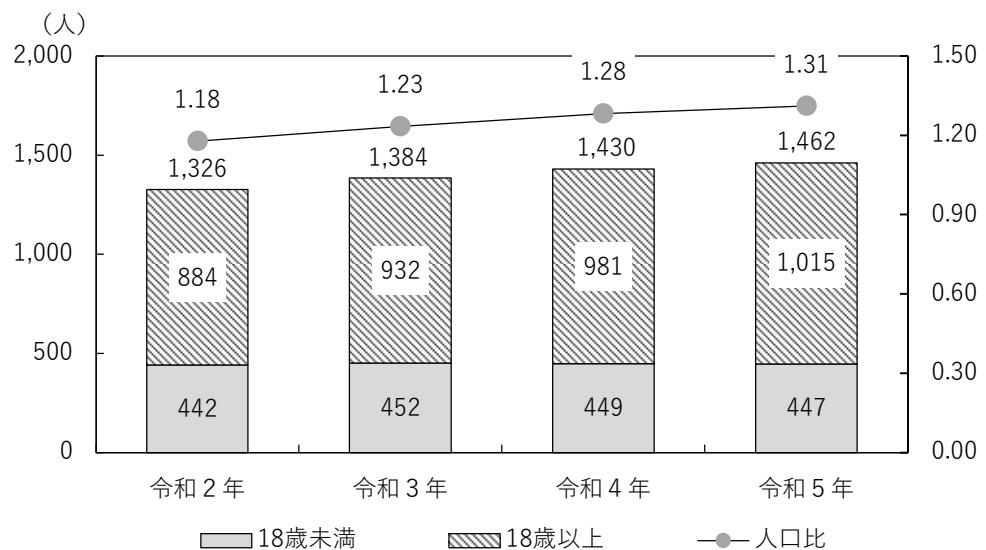
資料:障害福祉課(各年3月末現在)

(4) 療育手帳交付者の状況

療育手帳交付者数は、18歳以上は増加傾向、18歳未満はほぼ横ばいで推移しています。

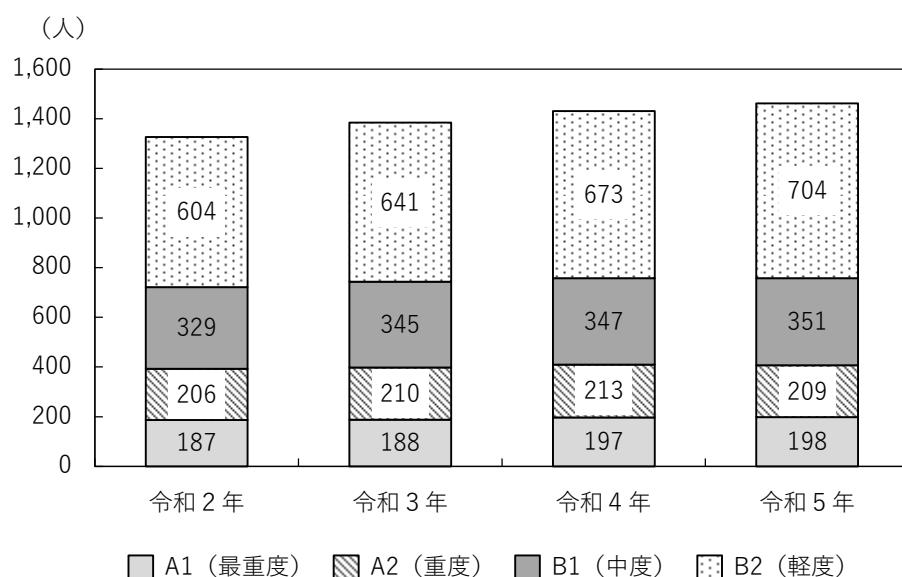
等級別の療育手帳交付者数は、B2(軽度)が最も多く、増加しています。

■年齢別療育手帳交付者数の推移



資料:障害福祉課(各年3月末現在)

■等級別療育手帳交付者数の推移

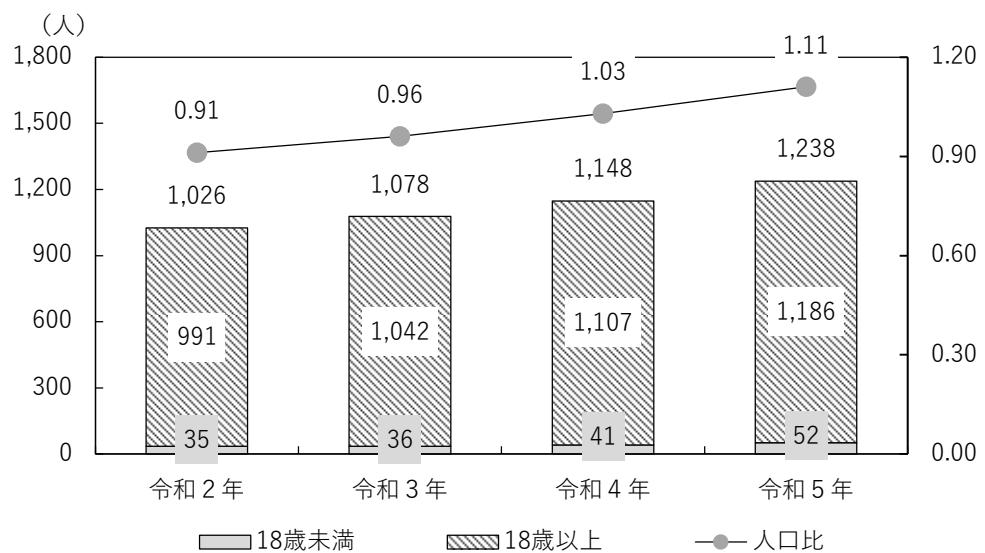


資料:障害福祉課(各年3月末現在)

(5) 精神障害者保健福祉手帳交付者・自立支援医療(精神通院医療)受給者の状況

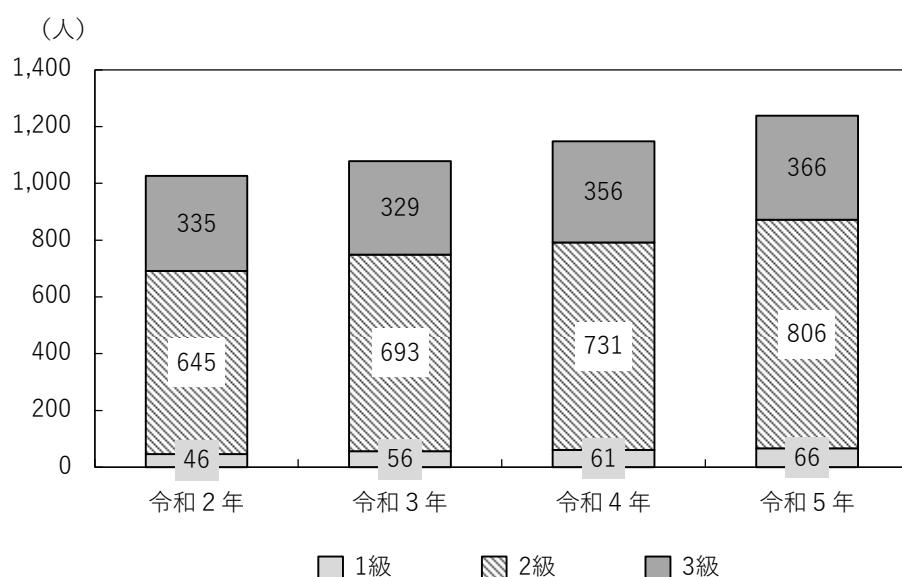
精神障害者保健福祉手帳交付者数は、18歳未満、18歳以上ともに増加しています。等級別の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、2級が最も多く、全ての等級で増加しています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料：障害福祉課（各年3月末現在）

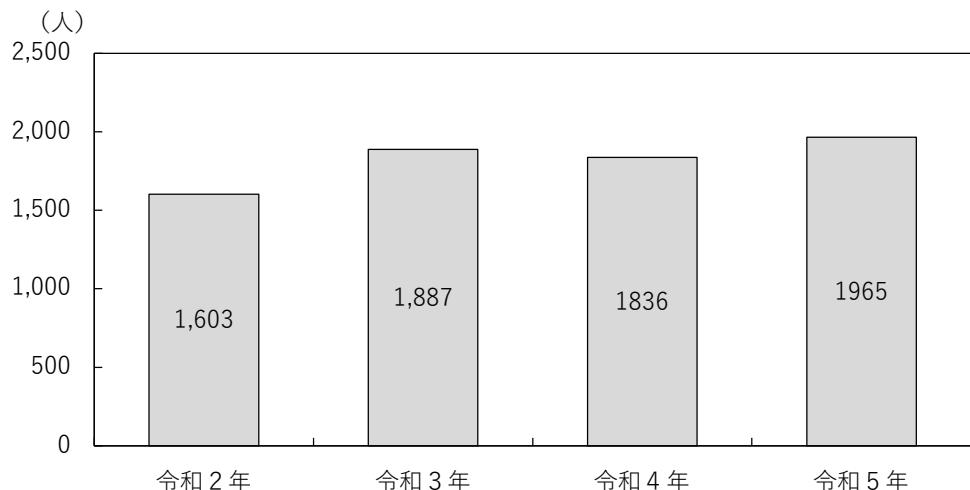
■等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料：障害福祉課（各年3月末現在）

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和2年と比べ令和5年では362人増加しています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

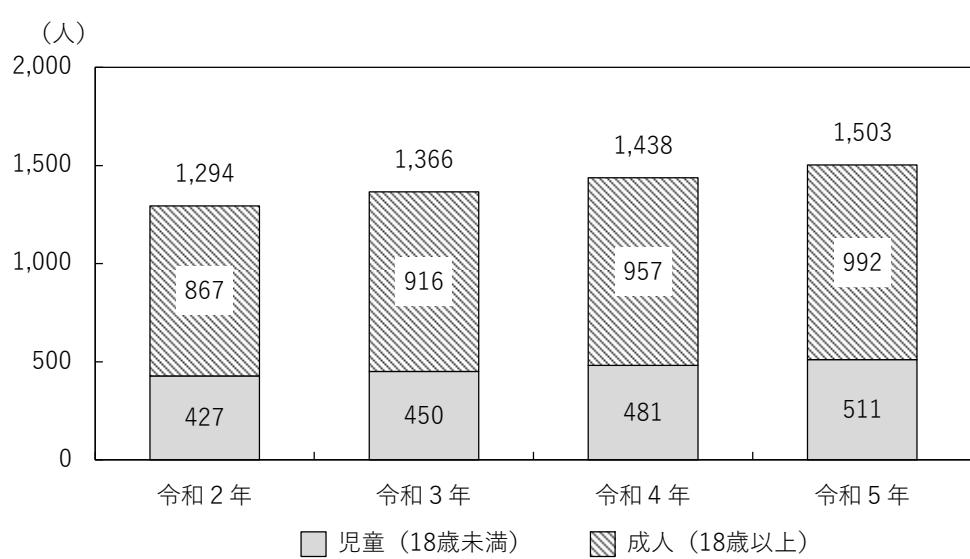


資料：障害福祉課（各年3月末現在）

（6）障害福祉サービス等を受ける人の状況

障害福祉サービスや障害児通所支援の支給決定を受ける人数は年々増加しています。

■本市の障害福祉サービス等支給決定者数の推移



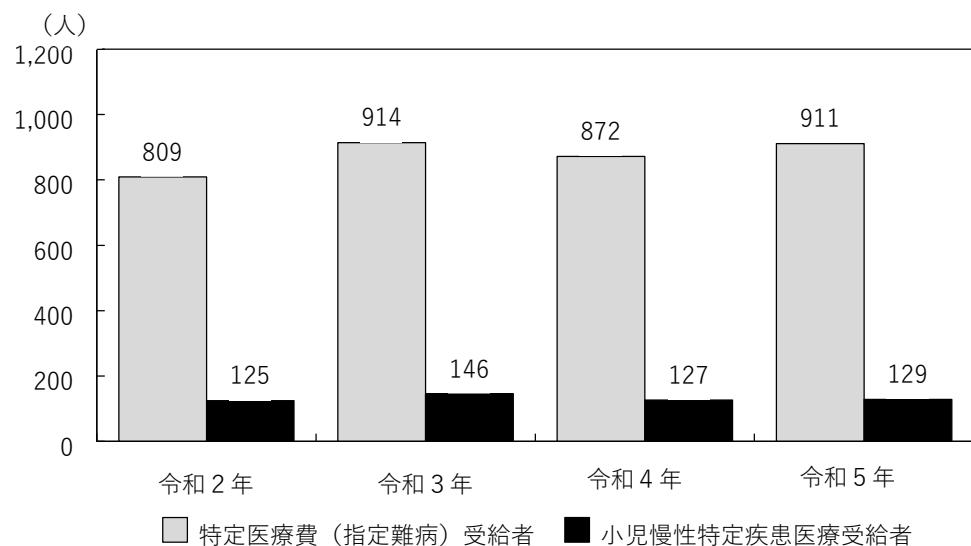
資料：障害福祉課（各年3月末現在）

(7) 難病患者等の状況

特定医療費（指定難病）受給者数は、増減しながら推移しています。

小児慢性特定疾患医療受給者数は、令和3年に増加しましたが、令和4年では減少し、令和5年でも横ばいです。

■特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾患認定者数の推移



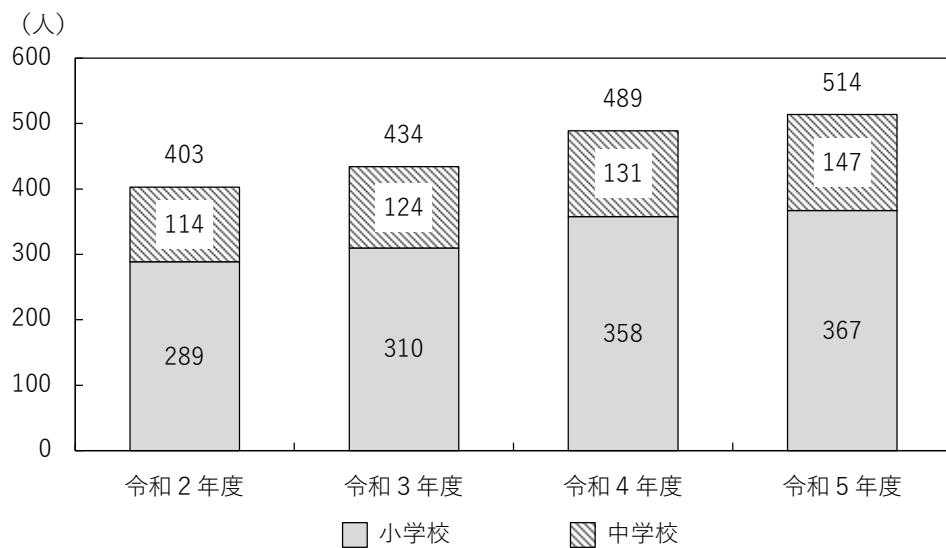
資料：障害福祉課（各年3月末現在）

(8) 特別支援学級・特別支援学校の状況

特別支援学級在籍者は、小学校、中学校ともに増加傾向で推移しています。

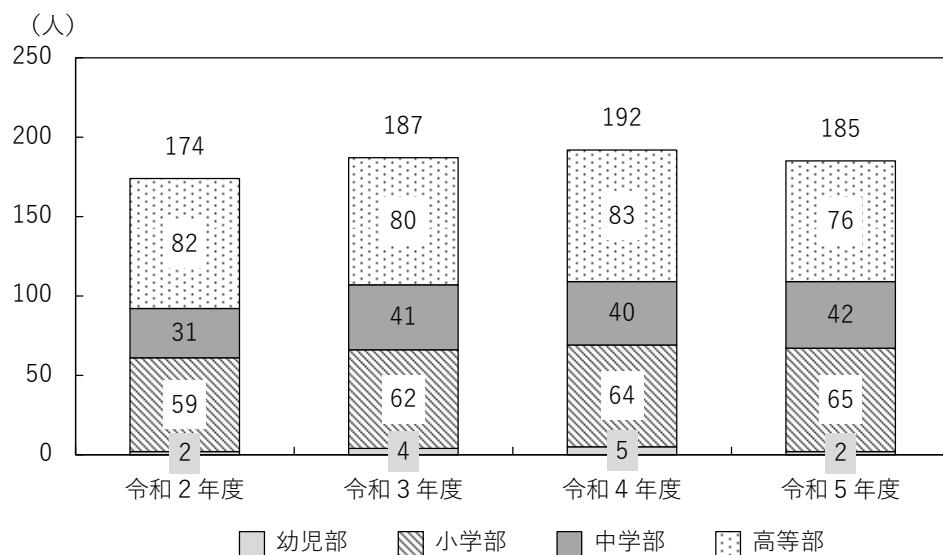
特別支援学校在籍者は、令和4年度まで増加していましたが、令和5年度に減少しました。

■特別支援学級在籍者数の推移



資料:県教委報告(各年5月1日現在)

■特別支援学校在籍者数の推移



資料:県教委報告(各年5月1日現在)

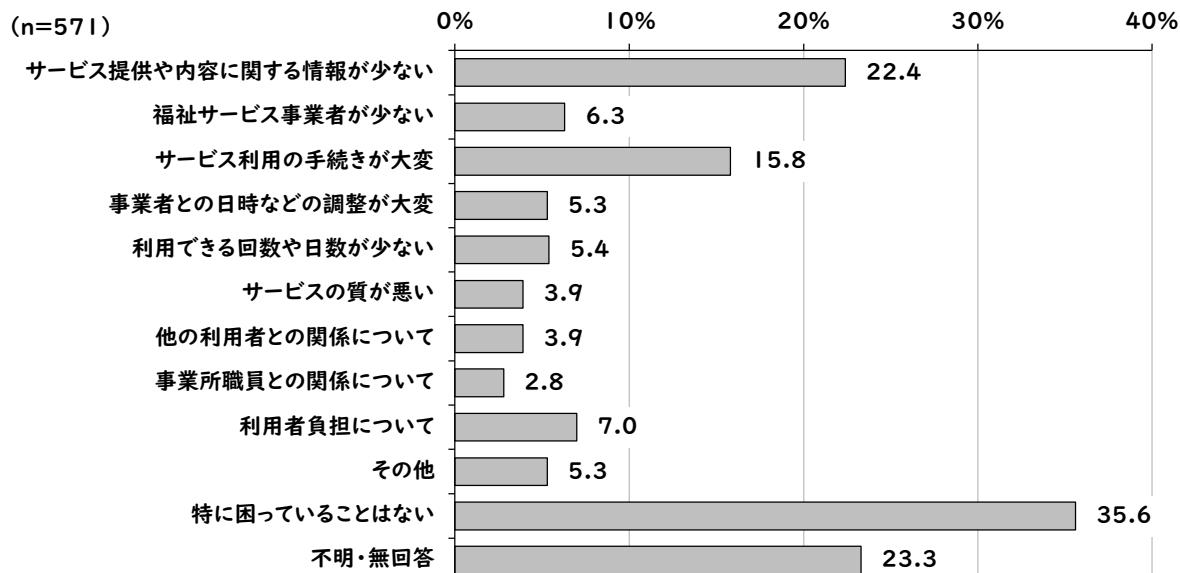
2 アンケート調査結果から見る現状と課題

※身体障害者手帳交付者は「身体」、療育手帳交付者は「療育」、精神障害者保健福祉手帳交付者は「精神」と記載している。

(1) 生活支援・障害福祉サービスについて

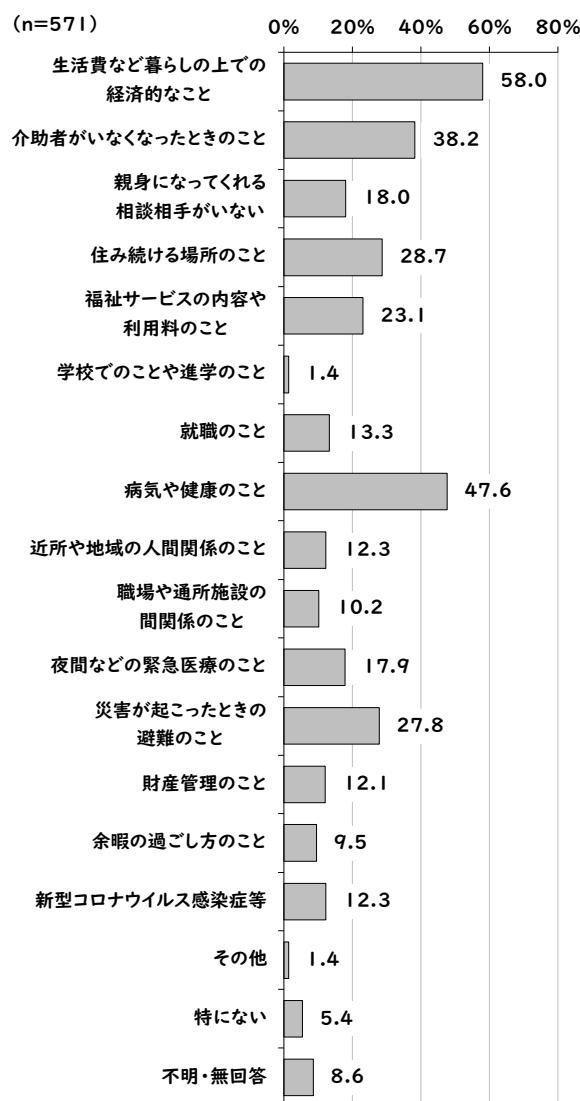
- 地域で生活するための支援として、経済的な負担の軽減を望む人が多い。
- 生活の中で困ることは、外出するときの移動手段のことや日常で必要な事務手続きが大変なことを言う人が多い。
- 障害福祉サービスなどを利用する上で困っていることは、障害のある人、子どもとともにサービスに関する情報が少ないことや、サービス利用の手続きが大変なことと回答した人が多い。
- 将来の生活について、「身体」では経済的なことや病気や健康のこと、「療育」では住み続ける場所のことや介助者がいなくなった時のこと、「精神」では経済的なことを不安に感じている人が多い。
- 何らかの医療的ケアを受けている人は、障害のある人で2割半ば、障害のある子どもで約1割となっている。
- 介助者は、「介助について精神的疲労が大きい」と感じている人が2割半ばとなっている。
- 障害のある子どもの保護者が介助や支援について不安なこととして、経済的な負担が大きいことや適切な支援・介助の方法が分からぬこと、何かあったときに介助・支援を頼める場所がないことなどが、上位の回答となっている。
- 障害のある子どもの重要な取組として、経済的な支援が最も多くなっている。
- 災害のときに困ることとして、投薬や治療が受けられないとトイレ等の避難場所の設備について心配する人が多い。

■障害福祉サービスなどを利用する上で困っていること【福祉（18歳以上）】



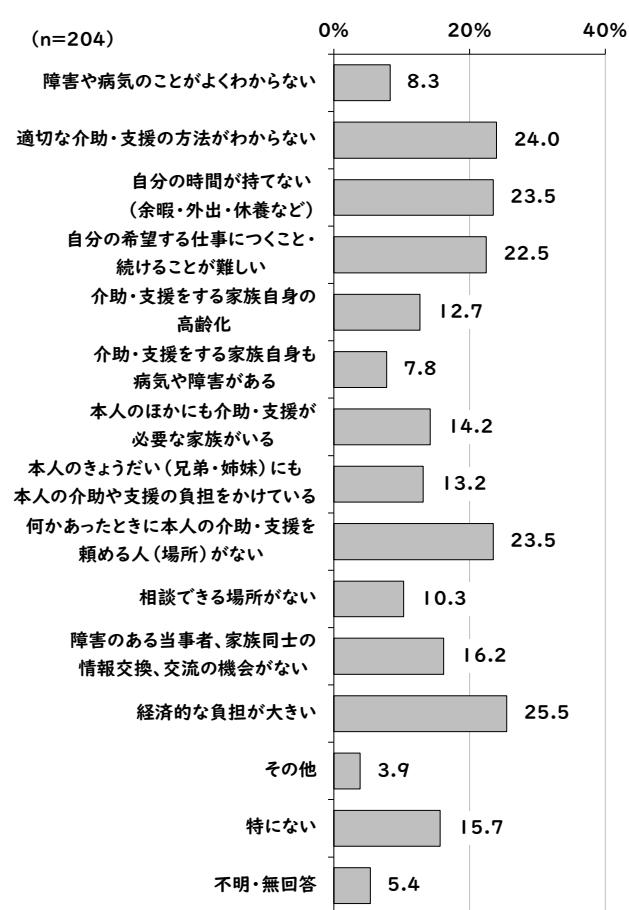
■将来の生活について、不安となる項目

【福祉（18歳以上）】



■保護者の、介助や支援にあたっての不安や困りごと【福祉（18歳未満）】

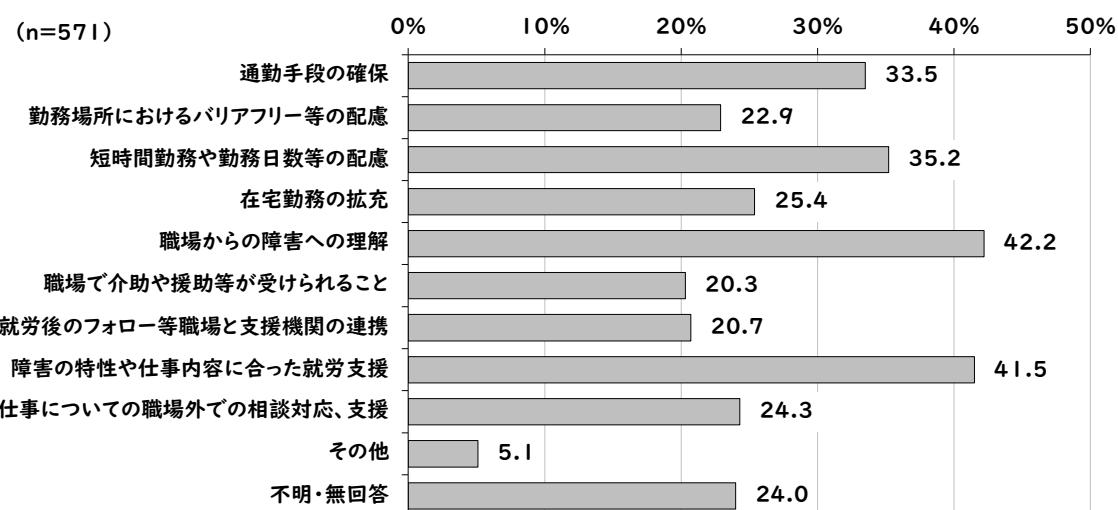
【福祉（18歳未満）】



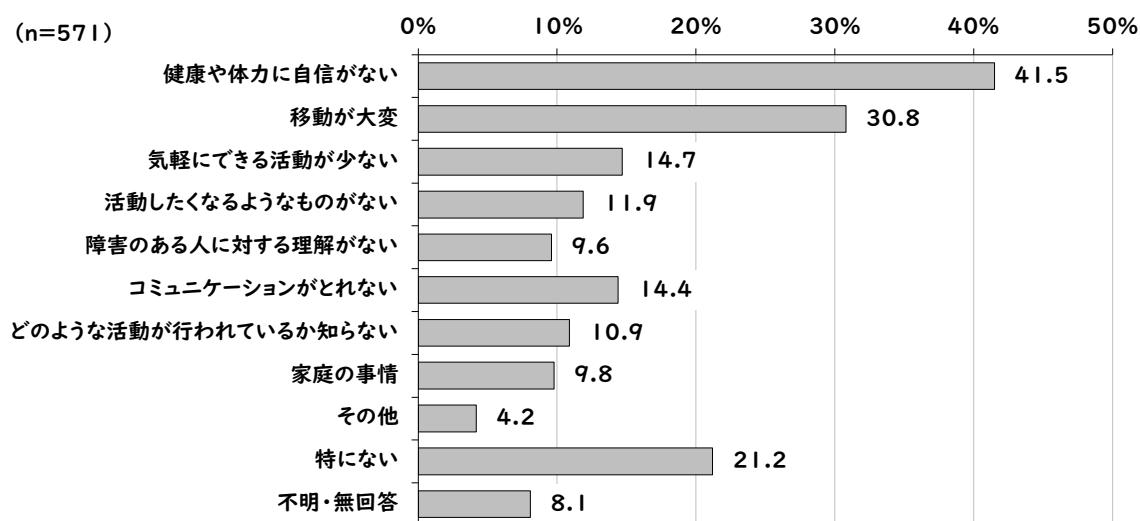
(2) 就労・社会参加について

- 仕事をする上で、給与・工賃などの収入が少ないことが課題となっている。
- 就労支援として必要なことは、「職場からの障害への理解」や「障害の特性や仕事内容に合った就労支援」を求める人が多い。
- 外出の頻度が月に数回、またはほとんど外出しない人が、約2割となっている。
- 外出するときに困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)こと」と回答した人が多くなっている。「療育」では「困ったときにどうすればいいのか心配」、「精神」では「外出にお金がかかる」も多い。
- 様々な活動を行う場合、問題となることとして、健康や体力に自信がないことに次いで、移動が大変なことと回答した人が多い。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、外出の機会が減った人は、障害のある人と子どもで、それぞれ約3割となっている。

■障害のある人の就労支援として必要なこと【福祉（18歳以上）】



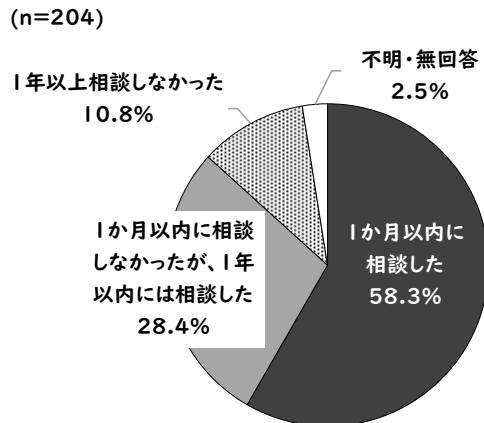
■活動を行う場合、問題となること【福祉（18歳以上）】



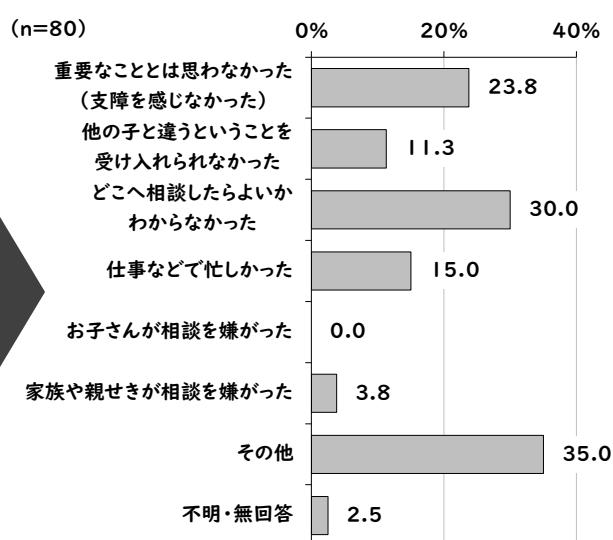
(3) 療育・教育について

- 発達について最初に気付いたきっかけは、「保護者が気付いた」「乳幼児健診等を受けて」が多い。
- 障害のある子どもは、長期休暇中や放課後に自宅で過ごしている割合が、約5割となっている。
- 学校教育終了後の進路について、一般企業に就職することへの不安がある人が多い。
- 障害のある子どもで発達障害と診断されたことがある人は、約6割となっている。
- 子どもの発達の特徴や障害のあることに気付き、1か月以内に相談した人は、約6割となっている。すぐに相談しなかった人の理由は、「どこへ相談したらよいかわからなかった」が多い。
- 学校・園生活での問題点は、「通園・通学に送迎が必要」「学習支援体制が不十分」が上位の回答となっている。

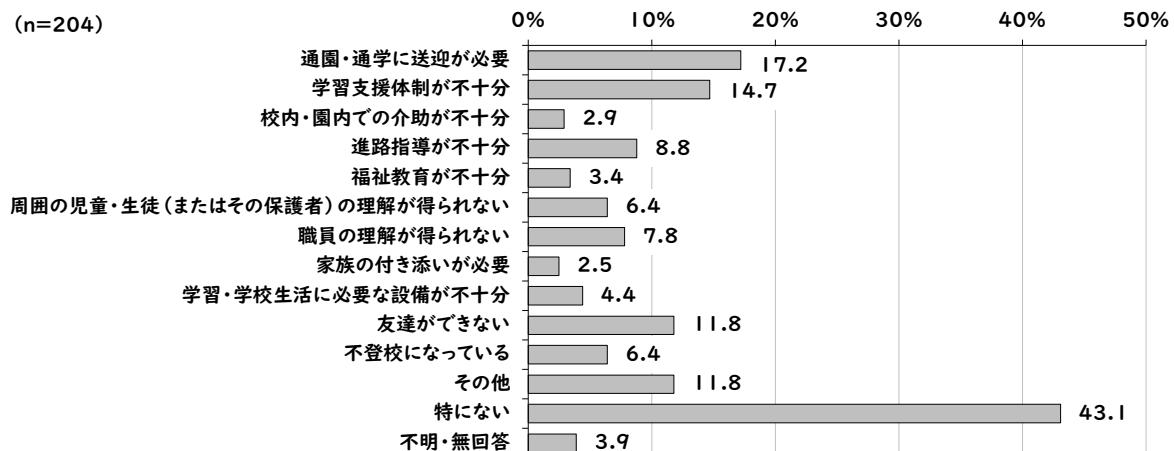
■子どもの発達の特徴や障害のあることに気づき、
すぐに専門機関等に相談したか
【福祉（18歳未満）】



■すぐに相談しなかった理由
【福祉（18歳未満）】



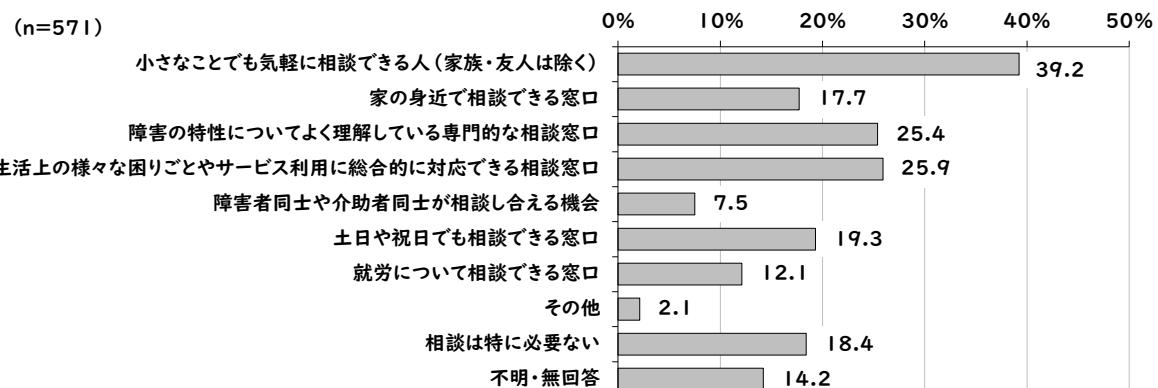
■現在通っている学校・園生活での問題点、困っていること【福祉（18歳未満）】



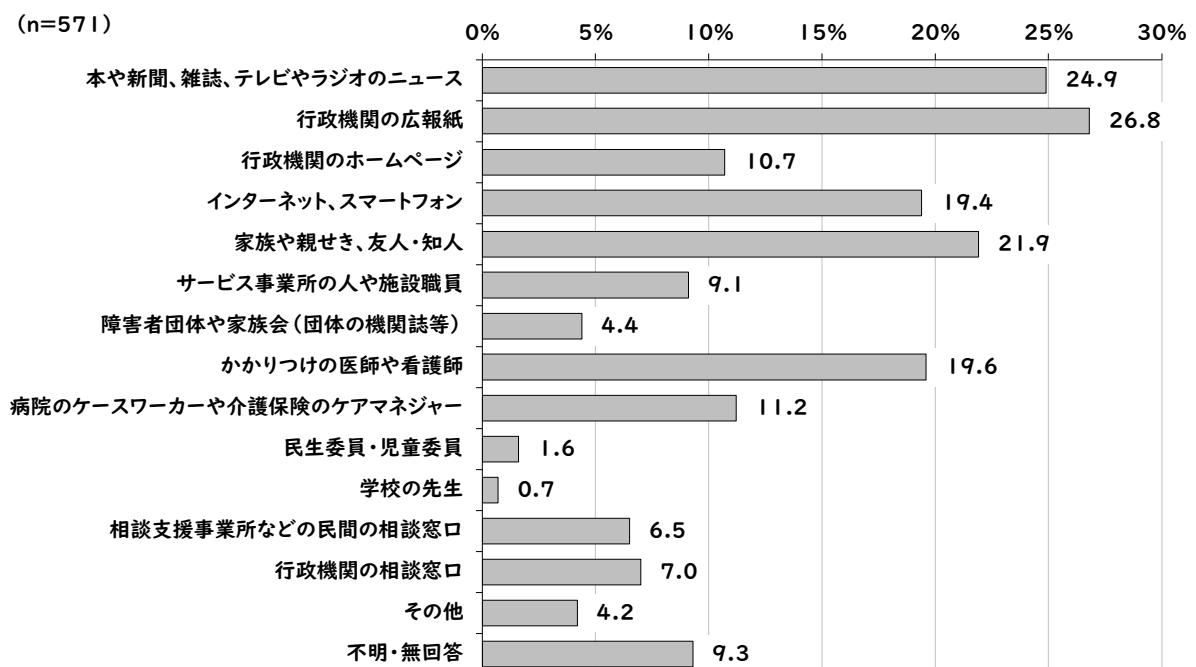
(4) 相談・情報入手について

- 悩みや困ったことを相談する相手については、「家族や親せき」が約7割で、「相談できる相手がない」と回答した人は 6.5%となっている。障害のある子どもでは「学校・園の先生」が約5割となっている。
- 相談について希望することは、小さなことでも気軽に相談できる人が求められており、専門的な相談窓口や総合的な相談窓口を望む人も多い。「療育」では、土日・祝日でも相談できる窓口、「精神」では、就労に関する相談窓口と回答した人も多くなっている。障害のある子どもでは、専門的な相談窓口を望む人が多い。
- 福祉サービス等の情報の入手先は、「インターネット、スマートフォン」と回答した人は、障害のある人で約2割、障害のある子どもで約4割となっている。
- 特に重要な取組は、「気軽に相談できる窓口」が最も多いため回答となっている。

■ 相談について希望すること【福祉（18歳以上）】



■ 障害のことや福祉サービス等に関する情報の主な入手先【福祉（18歳以上）】

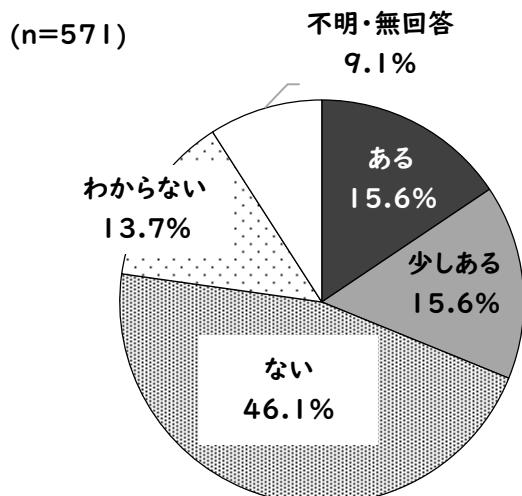


(5) 障害への理解・権利擁護について

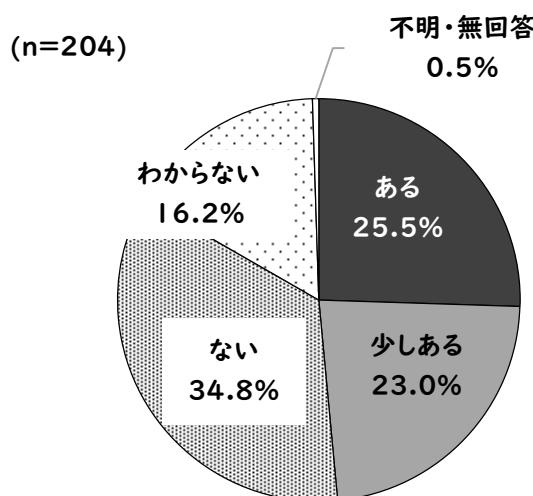
- 障害のあることで差別や嫌な思いをした経験がある人は、「療育」、「精神」、障害のある子どもの約半数の人が、「経験した」と回答している。
- 職場や学校での人との付き合いの中で、差別や嫌な思いを経験している人が多い。
- 合理的配慮について内容を知っている人は障害のある人で 7.5%、一般市民で 11.3% となっている。
- 成年後見制度を、必要になれば利用したいと考える人は、2割半ばとなっている。
- 近所付き合いについては、「会ったときは挨拶をし合う」が約4割と最も多く、次いで「付合いはしていない」が、約3割となっている。
- 「療育」、「精神」では、近所付き合いや地域との関わりがない人が多い。

■ 障害のあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか

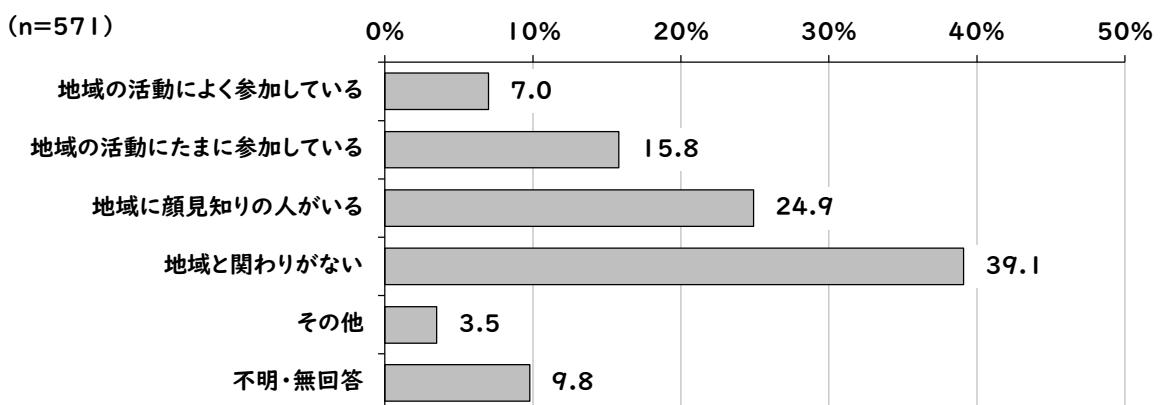
【福祉（18歳以上）】



【福祉（18歳未満）】



■ 地域（自治会・町内会など）とどのような関わりがあるか 【福祉（18歳以上）】



3 事業所・関係団体調査結果から見る現状と課題

(1) 障害福祉サービスについて

- 利用者を受入れができなかった経験のある事業所は、約6割で、受入れができなかったサービスは、居宅介護、放課後等デイサービス、就労継続支援（B型）が多くなっている。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により変化があった事業所は、約7割で、外出や面会の制限、利用者の減少、感染症対策でのスタッフの負担増などが多い回答となっている。
- 事業を運営する上で、職員の確保が難しいことが、課題となっている。
- タクシー運賃助成や各種補助金を求める声が多くなっている。

サービスの質の向上に向けて、事業所で取り組んでいること<主な意見>

- 日々のミーティングの強化、職員研修を定期的に行う、行政等が主催する研修への参加。
- DVD教材やWeb研修による学習機会の提供。
- ヒヤリハットの報告、質向上に対する日々のミーティング。
- 利用者家族を対象に実施するアンケート調査。
- 障害特性に対して、合理的配慮で対応できるように、取り組んでいる。

障害福祉サービス等の現状・課題、今後の方向性<主な意見>

- 職員の確保が難しく、安定した支援が行えない。個々の利用者に合った支援を行う必要性が高いが、今ある環境の中でどのように工夫すれば、個々の支援が充実するかを見直さなくてはいけない。
- 職員確保に向けての賃金引上げが、必要。
- 日中過ごす場所の確保が、必要。
- 保護者のニーズや生活様式が変化してきたことで、提供すべきサービスについて、見直すことが必要。
- サービスは充実してきているが、家族が抱え込んでいるケースもある。必要な人に必要なサービスが届いているか、疑問に思うことがある。
- 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時に、利用者は不安と混乱が多くあると感じる。

(2) 障害福祉の現状と課題について

就労支援について<主な意見>

- 障害特性の理解の上で、個々に応じた支援をすることが必要。
- 一般企業で働く人たちの認識が十分でないため、企業への研修が必要。
- 就職先の情報が少ない（情報の共有ができていない）。
- 就労に対する情報、イメージを増やしてもらうために、実際の就労現場を見学してもらうことが必要。
- 障害のある方の得意分野、苦手分野をより明確化する支援が必要。
- 個々によって障害の度合が違う。知的や精神障害のある方も働ける場所を支援することが必要。

地域移行について<主な意見>

- 地域の人の障害への理解が必要。
- 地域の人たちと関わることを通して、その人の特性を知ってもらうことが必要。
- 障害の特性や程度に合ったグループホーム等が増えると良い。
- 地域で安心して生活できるための人材や機能を充実させる必要がある。生活の拠点の選択肢を増やすことも必要。
- 本人の意思も大切だが、家族を支える仕組みが必要。
- 住む場所や公共交通機関の利用など、まだまだ「障害」があるように思う。

その他<主な意見>

- 地域との連携、事業所間同士の交流、情報交換が必要。
- まず「気軽に相談できる場所があること」をもっと周知し、安心して相談できる環境が整うことが必要。また、幼少期からサービスや周りに頼ることで、親もレスパイトしたり、抱え込まない社会の仕組みが必要。
- 親亡き後について心配されている声が多くあり、こうした心配について相談や学習の機会などを提供してほしいと思う。
- 公共交通機関が少なく、自由に外出する機会が少ない。
- 障害のある人や高齢者の社会参加への移動手段の確保が必要。
- 緊急時の避難支援を各地域で確立することが必要。

4 彦根市障害者福祉推進会議および湖東地域障害者自立支援協議会の意見

(1) 彦根市障害者福祉推進会議での主な意見

- 生活介護など重度障害のある人の日中活動の場が十分ではない。
- 障害のある人の高齢化が進む中、継続してサービスを利用されている方も多く、共生型サービスの活用が今後、様々な課題を解決するために重要となると考える。
- 近隣市町の事業所へ通いたいという人はいるが、交通費が負担となることから、自転車等で通える市内の就労支援の事業所を増やすことが必要。
- 福祉人材の確保について、具体的にどうしていくのかを6年間のスパンで考えていく必要がある。併せて、相談支援専門員の人数がニーズに対して十分ではなく、専門的な知識も必要であるため、人材育成が難しい。
- 福祉だけでなく、医療と連携し、しっかりとつながること、また、つなぎ合わせられる役割の方や相談のことなども含めて検討が必要。
- 事業所では、重度障害のある子どもに関わることでの課題が挙がっており、市として支援する体制を整えていく必要がある。
- サービスを利用する上で、どこに相談して良いか分からなかったという方もおり、相談できる場所が十分に浸透していないと感じるため、さらなる相談先の周知が必要。
- 経済的なことへの不安を感じている人が多い背景として、就労支援の不十分さ、給与・工賃の低さ、障害年金額の低さがあることが考えられる。また、親（保護者）の扶養に依存していることからくる親亡き後の不安がある。
- 精神障害のある人や家族も地域で安心して暮らしていけるように、当事者や家族（ピアソポーター・家族会）が一緒になって、地域包括ケアシステムづくりに関わっていけると良い。
- 地域との関わりがない人が多いことに危惧を覚える。平時だけではなく、災害時には特に近隣との関わりが生命の危機にも影響するため、改善策の検討が必要。

(2) 湖東地域障害者自立支援協議会での主な意見

- 重度の障害のある方、行動面に課題のある方、医療的ケアのある方等の通所で生きる場所は増えていないため、重度障害者を事業所にて受け入れるための人材確保、ハード面への対応について検討していく場を圏域で調整する必要がある。
- 湖東圏域は、日中活動の場だけでなく短期入所枠も少ないため、人材確保、レスパイト先の機能拡充（ハード面・ソフト面）のための必要な取り組みが求められる。
- 湖東圏域内に重度の障害のある方の受け入れ・機能を有しているグループホームが開設されているが、グループホームで重度の障害のある方など生活全般を支えるのは容易ではないため、地域の関係機関との情報共有と連携を行いながら、専門職が関わり、個別の支援内容への配慮・環境調整等において連携しながら支援できる仕組みについて検討する場が必要である。
- 専門的な支援内容について検討・調整ができる人材（認証ケアマネ・医療的ケア児等コーディネーター）が必要であり、直接支援を行う支援者への助言・スキルアップや人材育成、関係機関との調整等が役割として求められる。
- 相談支援専門員の育成・相談支援専門員が相談できる人材や機関（主任相談支援専門員・基幹相談支援センター等）の機能の充実が求められる。

5 第4期彦根市障害者計画等の進捗状況等

(1) 第4期彦根市障害者計画の数値目標の進捗状況

区分	指標名	現況 (平成30年度末現在)	実績値① (令和3年度末現在)	実績値② (令和4年度末現在)	目標値 令和5年度	備考
1 社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実	働き・暮らしコト支援センターからの新規就職者数	29人/年	31人/年	39人/年	⇒ 58人/年	
2 子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり	障害のある子どもを対象とした継続的・計画的な支援システムの構築	構築中	構築中	構築中	⇒ 構築	
3 発達障害のある人を支える体制づくり	発達障害のある人を対象としたライフステージ毎の支援システムの構築	調整中 相談実人数:383人	調整中 相談実人数:621人	調整中 相談実人数:652人	⇒ 構築	平成30年度発達支援センター開設
4 いつまでも安心して暮らせるサービスの提供	湖東福祉圏域内の短期入所のベッド数	22床	26床	28床	⇒ 24床	
	湖東福祉圏域内の放課後等デイサービスおよび日中一時支援事業の実施事業所数	25か所	36か所	38か所	⇒ 33か所	
5 身近で見守り支える体制づくり	障害福祉課および湖東福祉圏域内の指定相談支援事業所に配置されている精神保健福祉士の人数	12人	12人	12人	⇒ 14人	
	湖東福祉圏域内の指定相談支援事業所数	12か所	14か所	15か所	⇒ 13か所	
6 安心・安全の地域づくり	市内における福祉避難所の拡充	10か所	13か所	13か所	⇒ 20か所	
	災害時避難行動要支援者制度登録者数	2,446人	2,492人	2,370人	⇒ 3,000人	

(2) 第6期彦根市障害福祉計画の成果指標・数値目標の進捗状況

ア 施設入所者の地域生活への移行

(ア) 施設入所者数

令和元年度末の入所者数	実績	89人
令和5年度末(見込み)の入所者数	実績①(令和3年度末)	86人
	実績②(令和4年度末)	87人
	目標値(令和5年度末)	92人

(イ) 入所施設利用者の地域生活への移行者数

地域移行者数 (令和3年度～令和5年度)	実績①(令和3年度末)	0人
	実績②(令和4年度末)	0人
	目標値(令和5年度末)	1人

(ウ) 県外入所施設から県内入所施設への移行者

県内入所施設への移行者数 (令和3年度～令和5年度)	実績①(令和3年度末)	0人
	実績②(令和4年度末)	0人
	目標値(令和5年度末)	1人

イ 精神障害者の地域生活の実現

(ア) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催の有無

令和5年度末までに 保健・医療・福祉関係者による 協議の開催の有無	実績①(令和3年度末)	有
	実績②(令和4年度末)	有
	目標値(令和5年度末)	有

(イ) ひきこもりの精神障害のある人における福祉施設の新規利用者数

令和5年度末(見込み)の 福祉施設の新規利用者数	実績①(令和3年度末)	0人
	実績②(令和4年度末)	3人
	目標値(令和5年度末)	6人

ウ 地域全体で支える仕組みづくり

令和5年度(見込み)の 地域生活支援拠点等の運用状況 の検証および検討の回数	実績①(令和3年度末)	1回
	実績②(令和4年度末)	4回
	目標値(令和5年度末)	6回

エ 福祉施設から一般就労への移行

(ア) 福祉施設から一般就労への移行数

令和5年度末(見込み)の一般就労移行者数	実績①(令和3年度末)	17人
	実績②(令和4年度末)	16人
	目標値(令和5年度末)	15人

(イ) 上記(ア)のうち、就労移行支援事業の利用者数

令和5年度末(見込み)の就労移行支援事業の利用者数	実績①(令和3年度末)	13人
	実績②(令和4年度末)	13人
	目標値(令和5年度末)	13人

(ウ) 上記(ア)のうち、就労定着支援事業の利用者数

令和5年度末(見込み)の就労定着支援事業の利用者数	実績①(R3年度末)	2人
	実績②(R4年度末)	6人
	目標値(令和5年度末)	11人

(3) 第2期彦根市障害児福祉計画の成果指標・数値目標の進捗状況

ア 発達障害のある子どもの支援の充実

(ア) 発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数

令和5年度末(見込み)の発達支援センターにおける発達障害の実相談件数	実績①(令和3年度末)	621人
	実績②(令和4年度末)	652人
	目標値(令和5年度末)	666人

イ 障害児支援の提供体制の整備等

(ア) 医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所の確保

令和5年度末(見込み)における医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所数	実績①(令和3年度末)	1か所
	実績②(令和4年度末)	2か所
	目標値(令和5年度末)	1か所

(イ) 医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整する

コーディネーターの配置

令和5年度末(見込み)におけるコーディネーターの配置人数	実績①(令和3年度末)	0人
	実績②(令和4年度末)	0人
	目標値(令和5年度末)	1人

(4) 障害福祉サービスの利用状況

■訪問系サービス

サービス	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
居宅介護	人/月	225	236	215
	時間/月	2,522	2,541	2,762
重度訪問介護	人/月	15	15	14
	時間/月	1,925	1,481	1,459
同行援護	人/月	50	48	42
	時間/月	484	623	710
行動援護	人/月	68	67	68
	時間/月	1,354	1,215	1,141
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

■日中活動系サービス

サービス	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
生活介護	人/月	287	300	301
	人日/月	4,894	4,977	5,307
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	2	0
	人日/月	12	11	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	18	14	5
	人日/月	137	87	83
就労移行支援	人/月	74	72	57
	人日/月	748	695	622
就労継続支援(A型)	人/月	115	122	127
	人日/月	1,591	1,757	2,071
就労継続支援(B型)	人/月	316	334	346
	人日/月	4,228	4,415	4,948
就労定着支援	人/月	8	14	13
療養介護	人/月	21	21	22
短期入所(福祉型)	人/月	61	59	65
	人日/月	241	209	217

サービス	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
短期入所（医療型）	人/月	7	6	7
	人日/月	8	11	14

■居住系サービス

サービス	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
自立生活援助	人/月	9	5	3
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	99	113	107
施設入所支援	人/月	86	88	84

■相談支援

サービス	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
計画相談支援	人/月	901	946	916
地域移行支援	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0

(5) 地域生活支援事業の利用状況

サービス	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	9	7	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣	件/年	524	562
	要約筆記者等派遣	件/年	14	19
	手話通訳者設置事業	人/年	2	2
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件/年	3	8
	自立生活支援用具	件/年	22	15
	在宅療養等支援用具	件/年	30	17
	情報・意思疎通支援用具	件/年	63	66
	排泄管理支援用具	件/年	2,821	2,884
	住宅改修費	件/年	10	5
手話奉仕員養成講習修了人数	人/年	—	29	25
移動支援事業	人/年	128	144	102
	時間/年	5,292	5,892	6,488
地域活動支援センター事業	基礎的事業	箇所	3	3
		人/年	84	84
	機能強化事業	箇所	2	2

サービス	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
日中一時支援事業	人/年	240	268	297
	日/年	11,659	13,001	13,920
訪問入浴 サービス事業	人/年	10	10	8
	日/年	780	559	726

(6) 障害児通所支援等の利用状況

サービス	単位	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
児童発達支援	人/月	170	173	156
	人日/月	601	589	529
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサー ビス	人/月	316	353	337
	人日/月	3,343	3,702	4,098
保育所等訪問支援	人/月	3	5	8
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0
計画相談支援	人/月	5	5	5
障害児相談支援	人/月	483	515	465

6 現状と課題の整理

(1) 社会参加・就労支援について

- アンケート調査では、外出する時や活動を行う場合に、移動手段に課題があることが伺えます。外出支援を始めとして、障害のある人が意欲的に活動に参加できる環境を整えていくことが重要です。
- 本市では、「彦根市障害者スポーツカーニバル」を開催し、参加者同士の交流と、スポーツ・レクリエーションの機会の提供をしています。引き続き、障害のある人が参加しやすいよう工夫しながら、スポーツ・レクリエーションの機会の充実を図ることが必要です。
- 働き・暮らしコトー支援センター等と連携し、障害者雇用の促進に取り組んでいますが、アンケート調査では、収入面のほか、精神的な負担や職場の人間関係が課題として挙げられています。
- 就労支援としては、職場での理解促進や障害の特性に合った就労支援が求められており、企業への啓発を行うとともに、就労を継続できるよう、本人の希望や適性に応じた就労を促進することが必要です。

(2) 療育・教育・発達支援について

- アンケート調査では、学校・園生活において、通園・通学のための送迎における保護者の負担、学習支援体制などの課題があります。
- 支援機関について、各種相談での指導や個別対応、発達支援センターと他機関や学校、放課後児童クラブ等との連携が求められています。障害のある子どもとその家族に対して、障害に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関による切れ目のない支援の強化が重要となります。
- 本市では、子育て教室や児童発達支援センター等での障害の早期発見、学校・園への巡回相談の実施等により発達支援体制の強化に取り組んできましたが、発達障害のある子どもの増加が予想される中、更なる支援体制の充実が必要です。
- 学校において教育支援計画・指導計画の作成や特別支援教育支援員の配置による個別の指導や支援に努めており、今後はインクルーシブ教育の実現に向けた、さらに多様で柔軟な対応や支援の充実が求められます。
- ライフステージ間の途切れのない支援に向けて、関係機関の連携のためのケース会議等の実施、相談支援ファイル「絆」の活用等による支援者間での情報共有が必要です。

(3) 地域生活への支援について

- 本市では、継続的な在宅サービスの確保に努めてきましたが、重度障害のある人が利用できる生活介護事業所の確保、介護者等のレスパイトとして利用できる短期入所サービスの提供体制の整備が必要です。
- アンケート調査では、サービスに関する情報入手や利用の手続きで困っている人が多く、障害のある人やその家族の生活を支えるために、情報提供を始めとして利用に向けた支援を充実していくことが重要です。
- 将来不安なこととして、経済的なことや健康のことなどに次いで、介助者がいなくなったときのことが多くなっており、親亡き後への対応について、地域生活支援拠点事業や成年後見制度の活用、グループホーム等の居住の場の確保が必要となります。
- 高齢化が進む中、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が課題となっており、共生型サービスの活用等により、高齢になっても継続してサービスが利用できる体制づくりが重要となります。
- 事業所調査では、利用者の受入れができないことがある状況があります。人材確保や業務効率化に取り組み、安定した支援体制を整備することが求められます。
- 計画相談支援の件数は増加傾向にあり、今後もニーズは高まると予想される中、相談支援専門員の確保・育成が必要となります。

(4) 障害のある人や障害に対する理解促進について

- アンケート調査では、差別や嫌な思いをした経験がある人は約3割で、依然として市民の障害のある人や障害に対する理解が進んでいない状況があります。引き続き、障害のある人や障害に関する知識の普及を図るとともに、学校での福祉教育の充実が求められます。
- 合理的配慮の認知度は低くなっていることから、企業等での合理的配慮を進めていくために、正しい知識を普及し理解を深めることが重要です。
- 地域との関わりがない人は約4割となっており、特に知的障害や精神障害のある人では、地域との関わりや近所付き合いがない人が多くなっています。災害時等のいざという時に助け合える関係を築くためにも、交流の促進や見守り体制を構築することが重要です。

第3章 基本理念と基本方針

I 基本理念

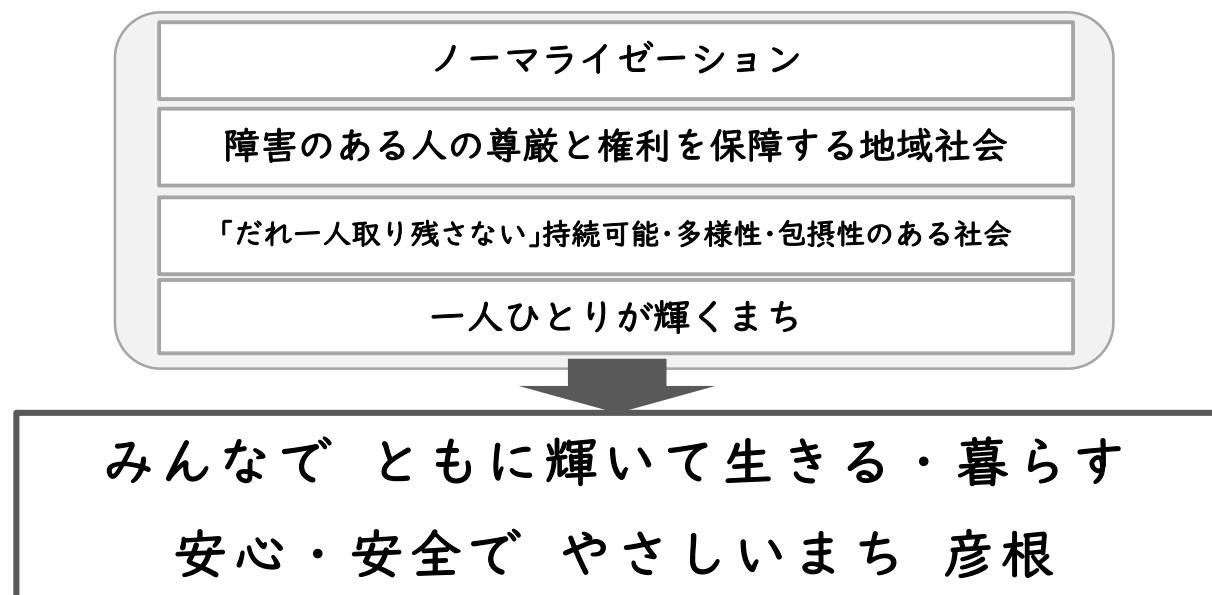
障害者基本法では「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とされており、障害者総合支援法では、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ることが掲げられています。

この理念や考え方は、障害のある人が障害の状態に関わらず普通に生活できるのが通常の社会であり、人々がお互いを認め合い、ともに生きる社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念に根ざしています。

本市では、あらゆる市民が障害の有無に関わらず、福祉、保健、医療、教育、就労、雇用、社会保障、余暇活動等の幅広い分野にわたって平等であり、自らの決定に基づき、自己実現のできるまちに向けて取組を進めており、継続していく必要があります。

また、彦根市総合計画では、「だれ一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を理念とする SDGs の考えも取り入れて、めざすまちの姿として「歴史と文化を紡ぎ、未来を創造する、市民一人ひとりが輝くまち彦根」としています。

そのため、本計画では、これまでのノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人の尊厳と権利を保障することに加えて、多様性や様々な価値観を認め合い、ともに支え合い、誰一人取り残されず、持続可能で包摂性があり、そして、一人ひとりが輝く「地域共生社会」をめざし、「みんながともに支え合い 安心して暮らせる あたたかいまち 彦根」を継承し「みんなで ともに輝いて生きる・暮らす 安心・安全で やさしいまち 彦根」を新しい基本理念に掲げ、市民や障害福祉サービス事業所、行政が連携し、障害のある人一人ひとりの「生きる」「暮らす」を実現できるまちづくりを進めます。



2 基本方針

本市の現状と課題を踏まえて、以下の基本方針を定め、基本理念の達成に向けて取り組みます。

基本方針1 いきいき暮らす

障害のある人も障害のない人も、ともに気兼ねなく意見や思いが伝えられ、生きがいを持ってその人らしく暮らせるよう、多様な日中活動や余暇活動を支援します。また、障害福祉サービス事業所と企業、行政等が連携して、福祉的就労や一般就労等その人らしく働く機会の拡充を目指すとともに、障害のある人自身の力が發揮できるよう、障害特性に応じた就労支援や職場環境づくりに取り組みます。

基本方針2 のびのび育つ

障害のある子どもが一人ひとりの個性や能力に応じて健やかに成長できるよう、多様性を認め合い、みんなで子どもの育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを目指します。

また、発達障害に関する相談支援の充実とともに、早期発見・早期療育の体制を強化し、療育や保育・教育・福祉・就労等のネットワークにより、切れ目のない一貫した支援に努めます。

基本方針3 いつでも相談・サービスが受けられる

障害のある人の様々な特性や状況に対応できるサービス基盤の確保と人材の育成に努めます。また、障害福祉サービス事業所と行政との連携強化を図ります。

また、障害のある人が尊厳を持って、望む地域生活を送ることができるよう、相談支援や情報提供体制の強化、保健医療体制の充実、権利擁護の推進など、暮らしにおける様々な支援を進めます。

基本方針4 安心・安全のやさしいまち

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、「だれ一人取り残さない社会」の実現に向け、障害への理解促進に努めるとともに、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。また、みんなが支え合う、市民主体のボランティア活動や市民活動を促進します。

さらに、市内のバリアフリー化や防災・防犯対策の推進により、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

3 SDGs との関連

SDGs とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成 27 年(2015 年)9月の国連サミットで採択された、「だれ一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和 12 年(2030 年)までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

「だれ一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障害福祉に関する目標としては「不平等の是正」(差別解消)や「教育」(インクルーシブ教育)、「経済成長と雇用」(障害のある人の雇用)等が挙げられます。

本計画においても、「だれ一人として取り残さない」という包括的な視点の下、全ての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取組を進めていきます。



第4章 施策の展開

■施策体系

基本理念	基本方針	基本施策
みんなでともに輝いて生きる・暮らす安心・安全でやさしいまち彦根	<p>1 <u>いきいき暮らす</u></p> <p>2 <u>のびのび育つ</u></p> <p>3 <u>いつでも相談・サービスが受けられる</u></p> <p>4 <u>安心・安全のやさしいまち</u></p>	<p>(1) スポーツ・文化・学習・余暇活動の充実 (2) 雇用環境・就労支援の充実 (3) 意思疎通・外出支援の充実</p> <p>(1) 療育・保育の充実 (2) 学校教育・進路指導の充実 (3) 関係機関のネットワークによる支援 (4) 発達支援システムの構築 (5) ライフステージ間の途切れない支援</p> <p>(1) 地域生活を支えるサービスの提供 (2) 保健医療の充実 (3) 相談支援・情報提供の充実 (4) 権利擁護の促進</p> <p>(1) 障害理解の促進 (2) ボランティア・市民活動の促進 (3) 福祉のまちづくり (4) 防犯・防災体制の構築 (5) 住環境の整備</p>

基本方針Ⅰ　いきいき暮らす

(Ⅰ) スポーツ・文化・学習・余暇活動の充実

障害の有無に関わらず、誰もがスポーツや文化芸術活動などを通じて社会に参加し、生きがいづくりに取り組めるよう、障害のある人が気軽に参加できるスポーツ・文化活動、生涯学習の機会の提供を推進します。また、市民の交流を促進し、障害への理解を深める機会となるよう取り組みます。

▼具体的な取組

取組	内容	主な取組主体
スポーツ・レクリエーション活動の充実	障害の有無に関わらず誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、広く参加を呼びかけ、様々な人が交流する機会とします。	障害福祉課
障害者スポーツの推進	障害者スポーツ大会の開催や各種障害者スポーツ大会等に参加しやすい環境づくりに努めます。	障害福祉課 スポーツ振興課
文化・芸術活動の充実	障害のある人の作品展や音楽会の開催等、活動機会の充実を図るとともに、文化芸術の鑑賞・体験等に障害のある人が気軽に参加できる環境づくりに努めます。	文化振興課
生涯学習・社会教育の推進	障害の有無に関わらず、全ての市民がより豊かな人生を送れるよう、学びの機会の充実に努めます。また、社会教育施設等における合理的配慮の促進を図ります。	生涯学習課
多様な活動機会の確保	地域活動支援センターにおいて、障害福祉サービスの対象とならない人も含め、創作的活動や就労の機会と「居場所」を提供します。	障害福祉課

(2) 雇用環境・就労支援の充実

障害のある人が社会活動に参加し、所得等の面においても自立した生活を営むことができるよう、本人の適性や希望に応じた情報提供や相談支援の充実を図るとともに、就労定着に向けたサポートの一体的な実施に努めます。また、企業等への啓発により障害理解の浸透を図り、就労の場の確保や働きやすい職場環境の整備を進めます。

さらに、福祉的就労を始め、多様な就労機会の確保を図るとともに、障害のある人が就労を通じて社会参加できるよう働く場の確保を進めます。

▼具体的な取組

取 組	内 容	主な取組主体
障害者雇用の促進	障害者雇用の促進、職場環境の整備について、企業等に啓発を行います。	障害福祉課
就労の場の確保	関係機関と連携し、障害者雇用事業所の開拓や啓発活動を進めるとともに、障害者雇用を積極的に推進している市内事業所の表彰を行います。	障害福祉課 地域経済振興課 人権政策課
就労と生活の一体的な支援	働き・暮らしコト一支援センターを中心に、雇用や保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら、就労や生活に関する相談支援、職場の開拓等を一体的に実施します。	障害福祉課
経済的自立の支援	障害のある人が経済的自立を図るために、各種年金制度の活用や健康管理、金銭管理等に関する助言を行うとともに、地域生活に関する相談支援に努めます。	障害福祉課
学校における進路指導への支援	特別支援学校や中・高等学校の進路指導に対して、指定相談支援事業者や働き・暮らしコト一支援センターと連携しながら情報提供等の支援を行います。	障害福祉課 学校支援・人権・いじめ対策課
職業リハビリテーションの充実	就労を希望する障害のある人に対し、就労に必要な知識習得や能力向上のための訓練等を行います。 また、サービス終了後の就労への移行を目指した障害者委託訓練、障害者試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を行います。	障害福祉課

取組	内容	主な取組主体
自立生活支援ホームの利用促進	グループホームに、通常の世話人の他に職場訪問・職場定着支援等の就労支援や独立・自活に必要な相談や指導、訓練等を行う支援員が配置された自立生活支援ホームの利用促進を図ります。	障害福祉課
福祉的就労の充実	一般就労が難しい人のために、就労継続支援（A・B型）事業所の確保を図るとともに、生きがいに結び付く多様な就労機会の確保を図ります。	障害福祉課
障害者就労施設等からの優先調達の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達を優先して行うとともに、団体や企業の協力を得ながら販路開拓の支援に努め、一般企業と福祉施設の連携強化を支援します。	障害福祉課

(3) 意思疎通・外出支援の充実

障害のある人の社会参加を促進し、活動の場への幅広い参加が可能となるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、コミュニケーション支援の充実を図ります。また、障害のある人のニーズを把握しながら、助成やサービスの活用による移動支援の充実を図ります。

▼具体的な取組

取組	内容	主な取組主体
手話通訳者等の派遣	聴覚に障害のある人のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者等の派遣を行います。	障害福祉課
手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を開催するとともに、修了者が手話通訳者へステップアップし活躍できる体制の整備に努めます。	障害福祉課
コミュニケーション支援の体制整備	<p>聴覚や視覚、肢体に障害のある人への情報伝達機会の充実を図り、自立と社会参加を促進するため、要約筆記や点訳、朗読等の体制整備に努めるとともに、電話リーサービスやFAX中継サービス等で、コミュニケーション支援を実施します。</p> <p>また、重度障害者用意思伝達装置や携帯用会話補助装置など補装具や日常生活用具の給付による支援を実施します。</p>	障害福祉課
移動支援サービスの充実	<p>車椅子使用者など、移動支援を必要とする人のニーズを把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。</p> <p>屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、車椅子の貸出などを行うなど、余暇活動等の社会参加や日常生活に必要な移動や外出を容易にするための支援を行います。</p> <p>また、ニーズを把握しサービス提供の拡充を検討します。</p>	障害福祉課
自動車燃料費・タクシー運賃の助成	重度障害のある人に対して、障害のある人や家族等が所有する自動車の燃料費やタクシー運賃の負担軽減を図ることにより、社会参加の促進を図ります。	障害福祉課

基本方針2 のびのび育つ

(1) 療育・保育の充実

障害やその疑いのある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要であり、健診等の機会を通じて疾病の早期発見、早期治療・療育に努めるとともに、医療機関や保育施設など子どもの成長を見守る機関における発見機能の強化、保育機能の充実を図ります。

▼具体的な取組

取組	内容	主な取組主体
障害の早期発見と早期療育	<p>乳幼児健康診査において、節目の時期に発育・発達状況を確認し、疾病や障害を早期発見するとともに、必要に応じて発達相談等へつなぎます。</p> <p>乳幼児健康診査や発達相談、保育所・幼稚園・認定こども園への巡回支援相談等により障害の早期発見・早期療育に努めます。</p> <p>また、医療機関や保育所、幼稚園、認定こども園や小学校と研修や情報交換を進めます。</p>	健康推進課 発達支援センター 障害福祉課
子育て支援の充実	<p>地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する情報提供や子育て相談、定期的な子育て講座を実施し、乳幼児の育成の支援に努めます。</p> <p>また、主に乳幼児の保護者に対して、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談・助言などを行います。</p>	子ども・若者課
療育の充実	<p>発達障害やその疑いのある乳幼児等に早期療育を勧め、関係機関と連携して一人ひとりの発達や特性に応じた保育・療育を実施し、親子で参加する「親子療育教室つぼみ」や専門的立場で療育を行う児童発達支援センター「あすなろ教室」の充実を図ります。</p>	健康推進課 発達支援センター
障害のある子どもの保育・教育環境の整備	<p>障害のある子どもの保育を充実するため、保育所・幼稚園・認定こども園において、職員の資質の向上や保育士、看護師等の配置などの体制整備に努めます。</p> <p>また、保育・教育施設の整備などの保育環境の充実を図ります。</p> <p>保育所等への訪問支援を実施し、障害のある子どもへの適切な保育・教育ができるようサポートします。</p>	幼児課

(2) 学校教育・進路指導の充実

障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者の希望を大切にしながら、一人ひとりに応じた適切な支援や指導を実施します。教職員の研修の実施や適切な配慮を受けられるような体制整備に努め

▼具体的な取組

取 組	内 容	主な取組主体
特別支援教育の推進	<p>教育、福祉、保健など関係機関が連携し、小中学校において障害のある子どもの教育的ニーズに応じた対応を行う特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>また、「個別の支援計画」を就学前から作成し、一貫した教育・指導が提供できるようにします。相談支援ファイル「絆」の活用を積極的に行います。</p>	学校支援・人権・いじめ対策課
教育環境の整備	<p>障害のある子ども一人ひとりに合わせた個別の指導計画の作成に努めます。また、特別支援学校や特別支援学級との連携の充実を図ります。</p> <p>言葉の障害や発達障害のある児童生徒が個別指導を受けられるよう通級指導教室の充実を図ります。</p>	学校支援・人権・いじめ対策課
相談支援・進路指導の充実	<p>教育（就学）相談を通じて障害のある子どもの保護者の相談・指導を行い、障害の程度や状況に応じた教育対応や指導につなげます。</p> <p>相談支援事業所や働き・暮らしコトー支援センターなど関係機関と連携し、社会参加と自立した生活が可能となるよう指導を行います。</p>	学校支援・人権・いじめ対策課
職員研修の充実	小・中学校において、障害や障害のある子どもについての理解啓発を積極的に推進し、適切な教育や専門的な指導を行うために、教職員の研修等の一層の充実を図ります。	学校支援・人権・いじめ対策課

取 組	内 容	主な取組主体
インクルーシブ教育システムの構築	教育分野の重要課題である、一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障害のある人とない人が可能な限りともに学ぶ仕組みの構築に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
医療的ケア児への支援	保育所や学校等において、医療的ケアを行う看護師の配置や職員研修等を実施し医療的ケア児が安心して過ごせる環境づくりを行います。	幼児課 発達支援センター 障害福祉課 健康推進課 学校支援・人権・いじめ対策課
障害のある子どもの放課後の居場所づくり	障害のある子どもの放課後や休日、長期期間中の居場所として放課後等デイサービス、日中一時支援事業の充実を図ります。併せて、教育機関と連携し、障害のある子どもの放課後等の活動の場の確保に努めます。	障害福祉課
放課後児童クラブでの支援	全ての利用児童が放課後を安心して過ごせる場所になるよう、支援員等研修にて配慮を要する児童への理解を深めるとともに、必要に応じて支援員等の増員配置を行うことで、児童の健全な育成に努めます。	生涯学習課

(3) 関係機関のネットワークによる支援

障害のある子どもや支援を必要とする子どもが、健やかに成長できるよう、関係機関や地域との連携を強化し、一人ひとりの障害や特性に応じた療育・教育を進めます。

▼具体的な取組

取 組	内 容	主な取組主体
関係機関との連携の強化	特別支援教育の充実を目指して、障害のある幼児、児童生徒の理解と支援のあり方について検討する特別支援教育推進委員会の場で、関係機関の情報共有や方向性の確認を行いながら、特別支援教育体制の整備に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
関係機関の連携による切れ目のない支援の実施	障害のある子どもや発育・発達に何らかの課題のある子どもとその保護者への支援について、療育機関、保育所、学校、福祉等の連携強化を図り、就学前から就学、卒業後までの一貫した支援体制の構築に努めます。	発達支援センター 学校支援・人権・いじめ対策課

(4) 発達支援システムの構築

発達障害は、早期療育につなげる体制の強化、気軽に相談できる相談体制の構築が重要です。子どもの健やかな成長を支えるため、発達支援センターを中心に、医療・保育・教育・福祉の関係機関と連携し、保護者へのケアも含めた療育支援体制を整備します。

▼具体的な取組

取 組	内 容	主な取組主体
障害の発見体制の充実	疾病や障害の早期発見から早期の支援につなげられるよう、乳幼児健康診査や集団の場で発見できる体制を充実するとともに、関わる保育者や教職員などの専門知識の向上のため研修等を実施します。	健康推進課 幼児課 発達支援センター 学校支援・人権・いじめ対策課
支援につなげる相談の実施	発達面の経過観察が必要な子どもと保護者に対し、子どもの成長に合わせて適切なアドバイスを行います。 精神発達面において課題のある乳幼児に対して、発達相談員による相談を実施し、適切な指導・療育につなげます。	健康推進課 発達支援センター
ことばの相談	ことばやコミュニケーションに心配のある就学前の子どもに対して言語聴覚士が相談や訓練を行い、ことばの発達を促し、必要に応じて発達相談等へつなげます。	発達支援センター
親子療育教室つぼみ	発達に心配のある子どもとその保護者に対し、随时入園できる「親子療育教室つぼみ」を開設し、家庭以外での親子遊びを通じて豊かな刺激を受け、生活空間を広げてよりよい親子関係が持てるように支援を行います。	発達支援センター
児童発達支援センターあすなろ教室	発達障害やその疑いのある子どもに早期療育を勧め、子どもの発達（成長）を促進し、持てる力を十分に發揮できるよう、関係機関との連携を図りながら専門的な立場で指導します。	発達支援センター

取 組	内 容	主な取組主体
義務教育時から成人期における支援	<p>発達障害やその疑いのある子どもへの適切な教育や居場所を提供できるよう、特別支援学級の受入れ体制の確保や放課後児童クラブ等における指導員研修の充実を図り、また、発達障害やその疑いのある成人に対し人間関係やコミュニケーションの問題等の相談支援を行うとともに、円滑な社会生活をおくるための対人スキルを学ぶソーシャルスキルトレーニングなどを展開します。</p>	発達支援センター
不登校や引きこもり等への支援	<p>不登校または不登校傾向にある児童生徒および、発達障害における二次障害から引きこもり等の状態の方に対し、自己肯定感や自己有用感を高める相談や個別支援を行います。</p>	学校支援・人権・いじめ対策課 教育研究所 少年センター
相談・支援体制の整備	<p>様々な相談に関わる職員の発達障害に関する知識を向上させるために、支援者向けの研修の実施や支援者に対する支援を行います。発達障害に対する専門的な関わりができるよう研修体系を整理するとともに支援を行う人の役割や経験に応じ段階的・継続的な育成を図ります。</p> <p>保育所や幼稚園、認定こども園など集団の場で適切に支援されるよう体制の充実および専門的なアドバイスをするために発達支援センターの園訪問等を充実させます。</p>	発達支援センター
発達障害の理解と周知・啓発	<p>市民への発達障害に対する正しい理解の普及のため、「世界自閉症啓発デー（4月2日）」や「発達障害啓発週間（4月2日～8日）」を中心とした啓発活動のほか、広報、パンフレットなどの媒体の活用など様々な機会を捉えて発達障害に対する正しい理解の普及を図ります。</p> <p>発達障害に関する市民向け研修会の開催や、地域住民、学校、各種団体等への出前講座を行い、発達障害の理解について広く啓発を行います。</p>	発達支援センター
保護者への支援	発達障害やその疑いのある子どもの保護者等に対し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援を行います。	発達支援センター

(5) ライフステージ間の途切れない支援

障害のある子どもが、ライフステージを通して、切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、学校や地域、福祉などの関係機関等による連携の強化を図り、円滑な支援を実施します。また、発達支援に係る相談対応から支援までが分かりやすく、支援につながりやすい体制の充実を図ります。

▼具体的な取組

取組	内容	主な取組主体
継続的な支援のための体制づくり	<p>各ライフステージ間における円滑な支援を行うために、発達支援関係機関会議や個別のケース会議等を活用し、関係者間の連携の強化を図ります。</p> <p>支援は、有機的で効果的な組合せによる総合的支援を図ります。特に、就学先や進学先、就職先、福祉施設へ子どもの特性に応じた支援内容が引き継がれるよう連携に努めます。</p>	発達支援センター 健康推進課 幼児課 学校支援・人権・いじめ対策課 障害福祉課
相談支援ファイル「絆」による継続的な支援	障害のある子どもの成長や特性、支援情報などを保護者が記録・保管し、支援者や学校等との連携や計画的で継続的な支援に活用する相談支援ファイル「絆」をより使いやすくし、有効な活用を図ります。	発達支援センター 幼児課 学校支援・人権・いじめ対策課 障害福祉課
医療ニーズへの対応	発達支援センターにおいて医療相談等が受けられるよう取り組みます。医療の情報や受診のための情報の提供などを行い、医療的な関わりが必要な人への対応に向けて必要な機関と連携を図ります。また、発達支援センターにおいて医療相談等が受けられるよう取り組みます。	発達支援センター

基本方針3 いつでも相談・サービスが受けられる

(1) 地域生活を支えるサービスの提供

障害のある人が望む生活を送ることができるよう、利用者ニーズの把握とともに、多様化するニーズに対応したサービスの確保に努め、事業所等と連携したサービス基盤の整備を進めます。また、サービス利用に係る支援、介護者の負担軽減等に向けた取組を実施し、地域での生活を安心して継続できるよう、生活基盤の充実を図ります。

▼具体的な取組

取組	内容	主な取組主体
訪問系サービスの充実	障害のある人の居宅生活を支えることができるよう、引き続きニーズに対応できる体制整備を図ります。	障害福祉課
日中活動系サービスの充実	日中活動の場の確保や就労に向けた訓練等のサービスの充実により、障害のある人の社会参加を促進します。	障害福祉課
重度障害のある人への支援	重症心身障害および強度行動障害のある人の在宅生活が可能となり、日中活動の場を確保するため、一定の条件を満たす事業所等に対して職員体制を整えるための支援策について、湖東福祉圏域 1市4町共同で実施に努めます。	障害福祉課
地域生活支援事業等の充実	日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等の既存のサービスの充実を図るとともに、ニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。	障害福祉課
地域移行・地域定着支援の充実	障害のある人が施設や病院から地域での生活に家族とともに安心して移行できるよう、相談に応じ退所や退院に向けた支援を行います。 また、退院や退所後当分の間は、24時間の連絡体制を確保し緊急時の対応を行います。	障害福祉課
補装具費等の支給	補装具の購入や修理に要した費用について補装具費を支給します。	障害福祉課

取 組	内 容	主な取組主体
サービス提供体制の充実	<p>障害のある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備および拡充を目指します。</p> <p>また、介護保険と障害福祉の両方のサービスを同一事業所で受けられる共生型サービスの促進を図ります。</p>	障害福祉課
障害福祉を支える人材の育成・確保	<p>福祉分野への就労を希望する人材を安定的に確保していくため、関係機関や障害福祉関連事業所等との連携に努めるとともに、従事者の定着促進を図るため、働く環境や条件の整備等に関して支援し、国や県に対しても働きかけていきます。</p>	障害福祉課
家族介護者への支援	<p>24時間対応型利用制度支援事業により、家族介護者の負担軽減を図るとともに、医療的ケアのある人も利用できるように体制を整えます。</p> <p>また、家族介護者の相談体制の充実を図るとともに、家族介護者や保護者の団体への支援を行います。</p>	障害福祉課
各種福祉手当等の周知	<p>障害基礎年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等、障害のある人の生活を支援する各種の年金・手当等について、制度の周知に努めます。</p>	障害福祉課
経済的負担の軽減	<p>税金の控除や公共料金等の割引制度等の充実のため、国・県や関係機関へ要望するとともに、制度の周知に努めます。</p>	障害福祉課

(2) 保健医療の充実

障害のある人が健康に暮らし続けられるよう、障害やその原因の一つである疾患の発生予防、早期発見・早期治療を図るとともに、障害の特性に応じた適切な医療を受けることができる体制づくりに努めます。また、保健・医療・福祉関係者等の連携による精神障害のある人を包括的に支援する体制の整備に努めます。

▼具体的な取組

取組	内容	主な取組主体
疾病の予防と早期発見	各種健（検）診事業の実施を通じて、障害の原因となる生活習慣病等の疾患の予防および早期発見を図ります。 また、健康づくりや介護予防に取り組みます。 保健・医療・福祉の連携によって、障害の重度化防止に取り組みます。	障害福祉課 保険年金課 健康推進課 高齢福祉推進課
保健・医療サービスの充実	健康教育・健康相談の充実により、生活習慣病の予防や健康推進等について正しい知識の普及を図り、健康づくりに取り組めるよう支援に努めます。	健康推進課 保険年金課
地域医療体制の充実	保健・医療の連携により、家庭における看護の知識や技術の普及を図ります。 また、かかりつけの医師と専門病院の連携による疾患の予防・早期発見等の充実を図るとともに、救急医療体制を継続します。	健康推進課
精神障害のある人への対応の充実	精神障害のある人について、医療機関や保健所による相談事業、訪問指導、救急ニーズへの対応の充実を促すとともに、連携の強化に努めます。 また、指定相談支援事業所において精神障害のある人に対する専門的人材の確保に努め、身近な相談体制の整備に努めます。 医学的リハビリテーションにより精神障害のある人の社会復帰を促進するため、保健所や精神科デイケア、指定相談支援事業所等との連携に努めます。	障害福祉課

取 組	内 容	主な取組主体
精神保健・医療の提供	<p>自殺などの予防のため、心の健康に関する啓発を行うとともに、精神疾患の早期発見、治療についての啓発に努めます。</p> <p>また、必要な精神科医療を適切に受けることができる体制整備や相談支援体制の充実を図ります。</p>	障害福祉課 健康推進課
難病患者への支援	<p>難病と診断された人やその家族等に対して、医療機関を始め関係機関との連携の下に必要な生活支援サービスおよび福祉サービスの提供や福祉用具の給付などの支援に努めます。</p>	障害福祉課
メンタルヘルスの推進	<p>睡眠の必要性や生活習慣病との関連、ストレスに関する知識について、啓発を進めます。</p> <p>ラジオ等の広報媒体を利用して、こころの健康に関する普及啓発や相談機関等の周知を行います。</p>	障害福祉課 健康推進課
医療費負担の軽減	<p>自立支援医療の適切な給付に努めます。また、市ホームページや窓口などで制度の周知を図ります。</p> <p>重度心身障害のある人の健康を保持するため、医療費自己負担の軽減に努めます。</p>	障害福祉課 保険年金課

(3) 相談支援・情報提供の充実

障害のある人やその家族が気軽に相談することができ、多様化する相談に対応できる包括的で重層的な相談支援体制の構築に努めます。また、障害のある人が地域で生活していく上で必要な情報に、円滑にアクセスすることができるよう、情報提供の充実と障害特性を踏まえた適切な情報提供に努め、情報アクセシビリティの確保および向上に努めます。

▼具体的な取組

取 組	内 容	主な取組主体
相談支援体制の充実	障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供を行う相談窓口の充実に努めます。また関係部局や関係機関との連携の強化と包括的で重層的な相談支援を確立し、基幹相談支援センターを中心に、総合的で専門的な相談支援の充実を図ります。	障害福祉課
相談支援の質の向上と人材の確保	障害のある人の様々な不安や悩みに対して、社会福祉士、精神保健福祉士等がより専門的に相談・支援活動ができるよう、人材の確保や育成を図るとともに、関係機関の専門職員との連携強化に努めます。また、障害のある外国人に対応できる人材の確保を目指します。	障害福祉課他
身近な相談活動の促進	障害者福祉推進員（障害者相談員）等による身近な相談活動を促進します。	障害福祉課
複合課題のある相談者への支援	本市福祉包括化推進員が連携し、複雑化・複合化した困りごとのある相談者への支援に努めます。	社会福祉課 高齢福祉推進課 障害福祉課 健康推進課 子ども・若者課 子育て支援課 幼児課 発達支援センター（8課9人）
多様な情報提供の推進	「障害福祉のてびき」の発行や市ホームページを始めとした多様な媒体を活用し、福祉サービスや制度に関する情報提供を行います。 また、障害者団体や障害者福祉推進員を通じた情報の提供に努めます。	障害福祉課

取組	内容	主な取組主体
点字版・音声版の広報等の発行	点字版・音声版の広報ひこねを発行するなど、視覚障害のある人への情報提供に努めます。	障害福祉課

(4) 権利擁護の促進

障害のある人の尊厳を守り、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進や意思決定支援の充実に取り組みます。また、市民への啓発や虐待防止により人権が尊重されるまちづくりを進めます。

▼具体的な取組

取 組	内 容	主な取組主体
権利擁護に関する情報提供	自ら判断する能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者などに対し周知を図り、相談支援等の充実により利用を促進します。	障害福祉課 高齢福祉推進課
権利擁護の推進	彦愛犬権利擁護サポートセンターとの連携に努め、成年後見制度の利用促進に取り組みます。 また、障害のある人の就労に際して、雇用時や就労条件、職場での権利擁護の方策を検討します。	障害福祉課 高齢福祉推進課
人権擁護活動の推進	「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨に基づき、啓発紙や広報ひこねでの啓発、各種講演会や講座の開催などによる市民啓発の充実を図ります。 また、障害のある人が人権侵害を受けた場合の相談窓口として、人権擁護委員や法務局等による人権相談の開設について、広く市民に周知します。	人権政策課
意思決定支援の充実	意思決定に困難のある知的障害や精神障害（発達障害を含む）のある人やその家族等が希望する日常生活や社会生活が送れるよう、支援体制の充実を図ります。	障害福祉課

取 組	内 容	主な取組主体
虐待防止への取組	<p>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を図るため、障害者虐待防止センター機能を充実させるとともに、虐待防止に向け、彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会において教育や福祉、保健、医療、警察、相談支援事業所など関係機関の連携強化に努めます。</p> <p>また、養護者に対して相談等を行い、精神面と介護面の負担の軽減を図るほか、障害者虐待に係る通報義務等について市民啓発を行います。</p>	障害福祉課 子育て支援課 高齢福祉推進課
差別解消の取組	<p>障害者差別に関する相談を受けたり、障害者差別解消支援地域協議会を設置し運営するなど障害者差別解消法の趣旨が推進されるよう取組を進めます。</p>	障害福祉課

基本方針4 安心・安全のやさしいまち

(1) 障害理解の促進

障害の有無に関わらず、誰もがお互いを認め合い、理解しながらともに生きていく社会の実現に向け、障害のある人のことや障害に関する正しい知識に関する広報・啓発および学習機会の充実を図ります。

▼具体的な取組

取 組	内 容	主な取組主体
人権尊重のまちづくりへの向けた取組	誰もが自分らしく輝きながら、夢や希望を持って安心して暮らすことができるまちの実現に向けて、家庭、地域、学校、企業などとの協力・連携によってそれぞれにおける課題別の学習を進めます。	人権政策課 学校支援・人権・いじめ対策課
広報等による周知・啓発	障害のある人に関する正しい知識を普及させるため、障害者週間等における啓発活動を始め、広報ひこねや市ホームページなどの多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。 また、障害者差別解消法についても周知・啓発を図ります。	障害福祉課 発達支援センター 人権政策課
学習機会の提供	市民の主体的な学びの機会に、障害のある人を正しく理解するための教育や啓発を行い、ノーマライゼーションの理念等の普及啓発に努めます。また、あらゆる人権問題の解決に向けて、学習機会の提供と指導者の育成に努め、市民の人権意識の高揚を図ることで障害のある人の人権が尊重されるまちづくりにつなげていきます。 また、障害者理解を進める団体等と協働し、学習機会の提供を進めます。	障害福祉課 人権政策課 学校支援・人権・いじめ対策課
福祉教育の推進	福祉施設等と連携し、市内全ての小中学校において、障害のある人の話や体験活動など、障害のある人の暮らしに寄り添った福祉教育・学習を推進していきます。 就学前の保育や教育の場において、障害に対する理解や認識を幼児期から培うとともに保護者への啓発を行います。	学校教育課 学校支援・人権・いじめ対策課 幼児課

(2) ボランティア・市民活動の促進

障害者福祉に関するボランティアや当事者団体について、活動に対する市民の理解を深めながら、その活動支援に努めるとともに、障害のある人を支援するための取組を促進します。また、地域の活動等を通して市民の交流を促進します。

▼具体的な取組

取 組	内 容	主な取組主体
福祉の担い手の育成	障害のある人の自立についての相談に応じ、必要な指導や助言を行うため、障害者福祉推進員(障害者相談員)の活動を行います。 また、地域で福祉の担い手となる人の活動促進を図ります。	障害福祉課
ボランティア活動の振興	身近な地域における障害者支援のボランティアの養成とボランティア活動の調整機能の充実を市社協と連携して図ります。 また、幅広い地域住民の参加を促進するためにボランティア活動に対する意識の高揚を図ります。 福祉施設や事業所、ボランティア、関係機関等の連携による福祉教育実践プログラムを構築し、福祉に対する理解が市民に浸透するよう取り組みます。	障害福祉課
活動団体への支援	ひこね市民活動センター等と連携し、活動に関する啓発や相談を行うとともに、助成金制度をはじめとした活動支援についての情報提供に努めます。	まちづくり推進課
学校等におけるボランティア活動の推進	豊かな人間性や社会性を育む教育活動として、福祉やボランティアに関する学習を深めるとともに、地域社会や学校の実態に応じた福祉・ボランティア活動を推進していきます。	学校教育課

取 組	内 容	主な取組主体
地域交流の促進	学区ごとのサロンやふれあい活動など、障害の有無に関わらず様々な市民が交流できる居場所や機会をつくる、地域交流の促進を支援します。	障害福祉課
障害福祉施設の地域開放の促進	障害福祉施設が地域の社会資源として生かされるよう、地域への開放を促します。	障害福祉課 障害者福祉センター

(3) 福祉のまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活し、積極的な社会参加ができるよう、公共施設や道路、公園、駅などのバリアフリー化に努め、誰もが移動がしやすく、快適な福祉のまちづくりを推進します。

▼具体的な取組

取 組	内 容	主な取組主体
バリアフリー化の推進	<p>公共施設や道路、公園などのバリアフリー化に努めます。</p> <p>また、バリアフリーマップを市ホームページに開設し、内容の周知や活用を推進していきます。</p>	道路河川課 都市計画課 障害福祉課
公共交通の環境整備	<p>路線バスや予約型乗合タクシーについて、市民の意見を反映しつつ、利便性の確保に努めます。また、バス・タクシーのバリアフリー車両の導入や乗務員によるきめ細やかな対応など、障害のある人が利用しやすい環境整備に努めます。</p> <p>人に優しい駅づくりに向け、アプローチの整備や音響誘導システム等の設置が進むよう交通事業者と交通施設のバリアフリー化について協議を行います。</p>	交通政策課

(4) 防犯・防災体制の構築

緊急時における情報の伝達、避難誘導の適切な実施に向け、要配慮者の把握に努めるとともに、情報伝達体制の強化に取り組みます。また、災害時に適切な行動ができるよう、日頃から防災知識の普及に取り組むとともに、避難訓練の実施を促進し、地域全体で連携して対応できる体制の整備に努めます。

▼具体的な取組

取組	内容	主な取組主体
防災知識の普及	<p>障害のある人（要配慮者）を対象に防災講習会等を行うとともに災害時の避難場所等や緊急時における連絡方法等の周知に努めます。</p> <p>また、出前講座や市民防災マニュアルの配布等により、全市的に防災に関する知識の普及を図るとともに、市民や事業所等に災害時における要配慮者への支援に関する知識の普及を図ります。</p>	危機管理課
要配慮者への支援	災害時避難行動要支援者制度の周知に努め、登録を促進するとともに、個別避難計画の作成とその周知を図り、避難支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
地域における支援体制づくり	自主防災組織やボランティア組織等と連携して、災害時に要配慮者を支援できる体制を整備するとともに、防災訓練への参加を通じて、地域ぐるみの避難誘導体制の強化に努めます。	危機管理課 障害福祉課
障害福祉施設等における避難対策等の充実	<p>障害福祉施設等における避難確保計画の策定および避難訓練の実施等により、利用者が安全に避難できるよう指導します。</p> <p>また、災害時には施設職員に加え、地域住民や自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織等の協力が得られる体制づくりに努めます。</p>	予防課 危機管理課 障害福祉課

取 組	内 容	主な取組主体
緊急時の連絡体制の整備	<p>携帯電話やインターネットなどを活用し、障害のある人が日常生活や緊急時、災害時に利用できる情報伝達手段の拡充を図ります。</p> <p>重度身体障害のある人等に緊急通報装置等を貸与し、急病など緊急事態の連絡を円滑にします。</p> <p>また、近隣協力者の確保が必要なことから、地域住民への啓発に努めます。</p>	障害福祉課 危機管理課 通信指令課
防犯対策の推進	<p>地域の安全を守るための取組や備えなど、関係機関と連携しながら防犯知識に関する情報提供に努めるとともに、障害のある人等の見守りと防犯対策を推進します。</p> <p>悪質な特殊詐欺や契約行為等を未然に防止するため、広報ひこね等による情報提供、出前講座の実施、消費生活相談員による相談の実施、警察との連携強化に努めます。</p>	障害福祉課 まちづくり推進課 学校教育課 生活環境課

(5) 住環境の整備

障害のある人の住環境の整備に向け、住宅のバリアフリー化などに取り組むとともに、障害のある人の希望する生活への支援や親亡き後の生活の場の確保のためにも、グループホーム等の確保に努めます。

▼具体的な取組

取 組	内 容	主な取組主体
公営住宅の改修	公営住宅の整備においては、入居者のニーズも踏まえつつ、住宅内部や外部のバリアフリー化など障害のある人等が暮らしやすい住宅整備を計画的に推進します。	住宅課
障害のある人に適した住宅の改造支援制度の充実	障害のある人の住宅改造に関する支援制度について、介護保険など関連制度と連携しながら充実を図ります。また、障害のある人一人一人に応じたより適切な改修ができるよう、作業療法士等による専門的な相談・指導を推進します。	高齢福祉推進課 障害福祉課
障害のある人向けの多様な住まいの確保	公営住宅や民間の賃貸住宅などの活用や働きかけによって、障害のある人の住みよい住まいの確保を図ります。	住宅課 障害福祉課
グループホームの確保	グループホームの確保を図るため、整備に対し支援を行います。また、整備に当たり障害や障害のある人についての理解と協力が地域において得られるよう啓発を行います。	障害福祉課

第5章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供

～彦根市障害福祉計画(第7・8期)・彦根市障害児福祉計画(第3・4期)
の見込み量と確保方策～

I 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

(I) 訪問系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害又は精神障害により行動障害のある方で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害者に、外出時の同行支援、視覚的情報の支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービスの見込み量】

サービス	単位	見込み量					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
居宅介護	人/月	225	237	249	261	273	285
	時間/月	2,882	3,002	3,122	3,242	3,362	3,482
重度訪問 介護	人/月	15	16	17	18	20	21
	時間/月	1,561	1,670	1,787	1,912	2,046	2,190
同行援護	人/月	50	51	52	53	54	55
	時間/月	725	740	755	770	785	800
行動援護	人/月	70	72	74	76	78	80
	時間/月	1,267	1,297	1,327	1,357	1,387	1,417
重度障害 者等包括 支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保の方策】

- 障害のある人の増加および介護者の高齢化、また、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進することにより、訪問系サービスの利用者の増加が予想されるため、事業所の確保に努めます。
- 居宅介護と同行援護については、利用者数、利用時間数ともに増加傾向にあり、アンケート調査での利用意向もあることから、サービス量の確保に努めます。
- 同行援護については、移動支援事業との調整を図りながら、視覚障害のある人の外出支援の充実を図ります。
- 重度障害のある人、行動障害のある人、医療的ケアを必要とする人等への支援体制の確保が求められているため、事業所での受入れが進むよう、専門技術取得のための情報提供を行うなど、様々な障害特性に対応できる人材の育成・確保に努めます。
- 介護保険事業所に対し、障害福祉サービス事業への新規参入を働きかけるとともに、共生型サービスを実施する事業所を拡充します。また、障害福祉サービス事業所に対し、未実施サービスの実施を働きかけます。
- 草刈りなど居宅介護等では対象外となるサービスに関して、インフォーマルなサービスなどの代替手段の情報提供等に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある方または難病を患っている人などに対して、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択につながるよう支援します。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対し、雇用契約に基づいた就労の場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	サービスの内容
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者が働き続けることができるよう指導・助言するほか、企業・事業所等との連絡・調整を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をしています。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込み量】

サービス	単位	見込み量					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護	人/月	311	321	331	341	351	361
	人日/月	5,477	5,647	5,817	5,987	6,157	6,327
自立訓練 (機能訓練)	人/月	2	2	2	2	2	2
	人日/月	19	19	19	19	19	19
自立訓練 (生活訓練)	人/月	18	19	20	21	22	23
	人日/月	137	149	161	173	185	197
就労移行支援	人/月	74	77	80	83	86	89
	人日/月	748	773	798	823	848	873
就労選択支援 【新規】	人/月	—	11	12	13	13	14
就労継続支援 (A型)	人/月	135	143	151	159	167	175
	人日/月	2,231	2,391	2,551	2,711	2,871	3,031
就労継続支援 (B型)	人/月	354	362	370	378	386	394
	人日/月	5,084	5,220	5,356	5,492	5,628	5,764
就労定着支援	人/月	14	15	16	17	18	19

サービス	単位	見込み量					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
療養介護	人/月	21	21	22	22	23	23
短期入所 (福祉型)	人/月	65	67	69	71	73	75
	人日/月	241	331	421	511	601	691
短期入所 (医療型)	人/月	8	8	8	8	8	8
	人日/月	14	14	14	14	14	14

【見込み量確保の方策】

- 重度障害のある人が安心して利用できる日中活動の場の確保するため、重症心身障害や行動障害、医療的ケアを必要とする人、精神障害等の障害特性に対応するための技術習得のための研修の実施や支援を行います。また、新たな事業の検討や国・県への制度要望等を行います。
- 生活介護については、利用者数、利用日数ともに増加傾向にあり、今後も特別支援学校等の卒業生の利用増加が見込まれることから、適切なサービス量の確保に努めます。新規の事業所の開設が進んでいない状況であることから、湖東地域障害者自立支援協議会等において課題の整理を行い、介護事業所や障害福祉サービス事業所等への事業実施の働きかけを行います。
- 自立訓練については、機能訓練、生活訓練ともに実績値は減少傾向となっていますが、精神障害のある人の利用を中心に今後の利用が予想されるため、適切な利用につながるよう、関係機関との連携や情報提供に努めます。
- 就労移行支援については、働き・暮らしコトー支援センターへの支援により、指定相談支援事業所、特別支援学校、商工会議所との連携を強化し、サービス事業所が能力開発から職場定着まで、一般就労希望者への一貫した就労支援を図れるよう取り組みます。
- 事業所において一人一人の障害特性（視覚障害含む）やニーズに合わせた効果的な支援が提供できるよう、技術習得等の課題について湖東地域障害者自立支援協議会等で支援体制の見直しを行い、その解決策について検討します。
- 新たに創設される「就労選択支援」については、就労移行支援、就労継続支援の利用実績をもとに必要量を見込み、ニーズを把握しながらサービス提供体制の構築に努めます。
- 就労継続支援については、利用者数、利用日数ともに増加傾向にあり、特別支援学校等の卒業生の利用意向も踏まえた見込み量を設定し、サービス量の確保に努めます。

- 療養介護については、関係機関との連携や情報提供により、医療を必要とする利用者が円滑にサービスを利用できる体制整備に努めます。
- 短期入所については、施設や病院からの地域移行の促進、アンケート調査結果における利用意向を踏まえた見込み量を設定し、サービス量の確保に努めます。また、介護者の休息（レスパイト）の機会の確保のため、短期入所枠の確保に努めます。
- グループホーム等の居住系サービス事業所等において、短期入所サービスの事業実施等を働きかけます。

（3）居住系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込み量】

サービス	単位	見込み量					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
自立生活 援助	人/月	9	9	9	9	9	9
共同生活 援助 (グループホーム)	人/月	113	119	125	131	137	143
施設入所 支援	人/月	84	84	83	83	83	82

【見込み量確保の方策】

- 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人が、適切にサービスを利用できるよう、関係機関や施設等との連携を図り、サービス提供体制の確保に努めます。
- 重度障害を始め、多様な障害特性への配慮が行えるよう、関係機関によるネットワークを構築し、連携しながら支援できる仕組みについて検討します。

○施設入所支援については、地域移行の推進を前提としつつ、入所が必要な人へのサービス提供体制の適切な確保に努めます。

(4) 相談支援

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用を行う際に必要なサービス等利用計画の作成・連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設の入所者又は精神科病院に入院している精神障害者等に、地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に、地域生活を継続していくための必要な支援を行います。

【サービスの見込み量】

サービス	単位	見込み量					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人/月	943	972	1,001	1,031	1,062	1,094
地域移行支援	人/月	—	—	—	—	—	—
地域定着支援	人/月	—	—	—	—	—	—

【見込み量確保の方策】

○計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する全ての人が利用することを原則とし、今後のサービス利用者数の増加を踏まえて見込み量を設定し、適正なサービス量の確保を図ります。

○国・県に対して、サービス報酬の増額や実務経験年数の要件緩和などの仕組みの改善について引き続き要望を行います。

○障害福祉サービス等事業所や居宅介護事業所、介護保険サービス事業所等に対して引き続き、計画相談支援の事業実施を要請します。

○相談支援において多言語に対応できる体制を検討します。

○障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行のため、相談支援専門員と介護支援専門員の連携を強化し、課題解決の検討を行います。

2 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

(Ⅰ) 地域生活支援事業(必須事業)

【事業の内容】

サービス名	サービスの内容
理解促進研修 ・啓発事業	障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域住民等に障害のある人等に対する理解を深めることを目的とした研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人や子ども等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援を行います。
相談支援事業	障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助等を行い、自立した日常生活や社会生活が送れるよう支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点等から、成年後見制度を利用することが必要であると認められる障害のある人のうち、家庭裁判所により成年後見人等が選任された人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見人等の報酬についての支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	障害のある人等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人等の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語、視覚その他の障害のため意思疎通を図るために支障がある障害のある人等に、手話通訳や要約筆記などの方法により、障害のある人等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人の理解と認識を深め、聴覚障害のある人の理解者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術の習得を目指す人）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活に必要な移動や外出を容易にするとともに余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	障害のある人に創意的な活動や生産活動の機会を提供するなどの、社会との交流の促進等を図ります。

【事業の見込み量】

サービス	単位	見込み量					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業所の相談支援員数	人	14	14	14	15	15
	(参考)事業所数	か所	7	7	7	7~8	7~8
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
	(参考)機能強化の相談支援員数	人	2	2	2~3	2~3	2~3
成年後見制度利用支援事業	人/年	9	9	9	9	9	9
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣	人/年	600	642	687	735	786
	要約筆記者等派遣	人/年	24	32	43	52	55
	手話通訳者設置事業	設置人数	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件/年	7	8	9	10	11
	自立生活支援用具	件/年	18	18	18	18	18
	在宅療養等支援用具	件/年	23	23	23	23	23
	情報・意思疎通支援用具	件/年	57	60	63	66	69
	排泄管理支援用具	件/年	2,940	3,000	3,060	3,120	3,180
	住宅改修費	件/年	6	6	6	6	6
手話奉仕員養成講習修了人数	人/年	30	30	30	30	30	30

サービス		単位	見込み量					
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援事業	人/年	144	149	154	159	164	169	
	時間/年	6,488	6,688	6,888	7,088	7,288	7,488	
地域活動支援センター事業	基礎的事業	箇所	3	3	3	3	3	3
		実利用人数	124	134	144	154	164	174
	機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	(参考)機能強化の専門職数	人	2	2	2	2	2	2

【見込み量確保の方策】

- 理解促進研修・啓発事業については、障害者週間における広報での周知、講習会や企業訪問等により、啓発活動に取り組んでいます。様々な機会を捉えて障害に関する正しい理解の促進や情報の分かりやすい提供などに取り組みます。
- 湖東福祉圏域1市4町の共同事業として、障害理解を深めるための定期的な講演会(研修会)を実施します。
- 自発的活動支援事業については、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的な取組を行い、その活動内容がより充実したものとなるよう、支援を行います。
- 相談支援事業については、湖東福祉圏域1市4町の共同事業として、圏域内の指定特定相談支援事業者に引き続き委託実施を行うとともに、相談支援員数と事業所数の適正配置を維持しながら相談支援体制の充実に努めます。
- 地域の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、湖東地域障害者自立支援協議会等において、相談支援事業の運営や困難ケースへの対応のあり方、認証ケアマネや医療的ケア児等コーディネーター、主任相談支援専門員等による専門的な支援内容について検討・調整ができる人材の育成、相談支援専門員の確保等について協議を重ね、相談支援体制の充実を目指します。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業を実施し、関係機関や指定特定相談支援事業者との連携による、困難ケースへの対応、湖東地域障害者自立支援協議会における、相談事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりや課題の整理を行います。

- 併せて、基幹相談支援センターでは、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材の育成支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
- 成年後見制度利用支援事業については、彦根市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、広報・啓発の推進、権利擁護支援の体制整備、後見人等への支援の充実等の取組を進めます。また、経済的な理由から、成年後見制度の市長申立に係る経費等費用負担が困難な障害のある人について支援を行います。
- 成年後見制度や虐待防止を含む権利擁護に対応でき、障害のある人等に対する後見等の業務を適切に行うことができる法人の確保に努めます。
- 意思疎通支援事業については、市（障害福祉課）において専任の手話通訳士、手話通訳者を配置するとともに、市独自の手話通訳者・要約筆記者の登録制度の充実を図ります。また、滋賀県聴覚障害者福祉協会と連携し、事業を推進します。
- 手話通訳・要約筆記の登録者の増員を図るとともに、通訳者等のスキルアップのため研修会等を実施します。
- 代読、代筆等の視覚障害のある人に対するコミュニケーション支援の実施方法を検討します。
- 日常生活用具給付等事業については、障害の状況や程度の変化等、障害のある人のニーズに応じ、適切できめ細かな給付に努めます。
- 日常生活用具の新たな技術開発・動向等について情報収集に努め、必要により追加品目の導入や給付要件の見直しなどを適宜検討します。
- 利用者に合った用具選定のために療法士や用具納入事業者等と連携しながら円滑な事業実施に努めます。
- 手話奉仕員養成研修事業については、地域で手話による日常会話を必要とする聴覚障害のある人に対する理解と認識を深めるための手話奉仕員養成研修事業の開催について、関係機関との連携の下、広報紙や、市ホームページ等の様々な媒体を活用し、更なる受講者の確保に努めます。
- 移動支援事業については、事業所における移動介護技術の向上を促し、様々な障害特性に対応したサービス提供を促進します。
- サービス提供事業所を確保していくため、移動支援事業に参入していない指定障害福祉サービス事業所に対して事業の実施を働きかけます。
- 同行援護、重度訪問介護、行動援護など自立支援給付における外出介護との調整を図りながら、効果的な事業実施に努めます。
- 地域活動支援センター事業については、湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同事業として、利用者に対して行う創作的活動、生産活動の機会の提供等について、地域の実情に応じた支援を行い、身近なセンターづくりを目指します。

○地域活動支援センター機能強化事業を実施し、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及および啓発等の事業を実施します。

（2）地域生活支援事業（任意事業）

【事業の内容】

サービス名	サービスの内容
日中一時支援事業	障害のある人や子どもの日中における活動の場を確保し、家族など介護者の就労や一時的な休息を支援します。
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な障害のある人を対象に、訪問入浴車を自宅に派遣し、入浴介護を行います。
社会参加促進事業	障害のある人が社会の構成員として、地域の中で充実した生活が送れるよう、また社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、各種事業を実施します。

【事業の見込み量】

サービス	単位	見込み量					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日中一時支援事業	人/年	268	270	272	274	276	278
	日/年	13,920	13,969	14,018	14,067	14,116	14,165
訪問入浴サービス事業	人/年	10	12	14	15	16	17
	日/年	780	936	1,092	1,170	1,248	1,326

【見込み量確保の方策】

- 重度の肢体不自由障害のある人や医療的ケアが必要な人、精神障害のある人や行動援助護の必要な人、発達障害のある人等に対応できる人材確保やサービス内容の充実などに対応するため、介護事業所等における事業実施を促進します。
- 日中一時支援事業については、家族の負担を軽減し、社会参加や日常生活を営むために必要な事業の周知を図るとともに、事業所との連携・調整を図ります。
- 利用者ニーズに対応できるよう、サービス内容の充実を図るとともに、放課後等デイサービスへの移行を促進するなど、障害のある子ども等の日中活動の充実を図ります。

○訪問入浴サービスについては、介護保険の介護事業所への事業委託により実施します。

○社会参加促進事業については、次の事業を行います。

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業…障害者スポーツを通じて体力の維持増強を図り、社会参加の意欲を養うことによって、障害のある人相互の親睦と協調を促進することを目的として、毎年秋に彦根市障害者スポーツカーニバルを開催します。

また、障害のある人のスポーツの場として、スペシャルオリンピックス(SO)の活動を促進し、健康や体力の増進、スキルの向上のみならず、多くの人の交流を通じて社会性を育み、自立の促進を図ります。

○点字・声の広報等発行事業…普通文字による情報入手が困難な障害のある人に対して、「広報ひこね」と「ひこね市議会だより」の点字版と音声版を作成し、希望者に配布します。その他の各戸配布の情報についても点字版と音声版での配布に努めます。

○自動車運転免許取得・改造助成事業…身体障害のある人が、就労等社会参加のために自動車運転免許の取得、および自らが所有して運転する自動車の操作装置等の改造に対する支援を行います。

3 障害児通所支援等の見込み量と確保方策

(1) 通所系サービスと障害児相談支援

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
児童発達支援 (医療型児童発達支援)	未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に、日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などを行います。(肢体不自由児に、児童発達支援を行うとともに、機能訓練や医学的な管理の下での支援および治療を行います。)
放課後等デイサービス	就学している障害のある児童や障害が疑われる児童に、放課後や休業日に生活能力向上の訓練や社会との交流促進の支援を行います。
保育所等訪問支援	児童発達支援センター等から保育園や学校等へ支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のために外出が困難な障害のある子どもに、自宅を訪問して発達支援を行います。
計画相談支援	障害児が障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用する場合に、サービス利用等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所サービスを利用する全ての児童に、障害児支援利用計画を作成します。

【サービスの見込み量】

サービス	単位	見込み量					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援 (医療型児童発達支援)	人/月	173	175	177	179	181	183
	人日/月	601	609	617	625	633	641
放課後等デイサービス	人/月	353	396	439	482	525	568
	人日/月	4,528	4,958	5,388	5,818	6,248	6,678
保育所等訪問支援	人/月	5	7	9	11	13	15
	人/月	1	1	1	1	1	1
計画相談支援	実利用者数	5	6	7	8	9	10
障害児相談支援	実利用者数	488	513	538	565	593	623

【見込み量確保の方策】

- 障害児相談等から得られた地域課題の解決に向け、児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制の強化に努めます。
- 児童発達支援および放課後等デイサービスについては、アンケート調査からも要望が高くなっています。今後の見込み量の確保に努めるとともに、様々な障害のある子どものニーズに対応した支援の質の向上に努めます。
- 児童発達支援については、令和6年度から医療型児童発達支援が統合されるため、それを踏まえた見込み量を設定し、事業所と保育所、幼稚園等関係機関と連携した支援に努めます。
- 放課後等デイサービスについては、新規参入の事業所が増えていることから、湖東地域障害者自立支援協議会等を通じて、利用者にとって必要なサービス提供のあり方を検討し、支援の質の向上を図ります。
- 保育所等訪問支援および居宅訪問型児童発達支援については、保護者等のニーズを把握し、事業所の確保と育成に努めます。
- 障害児相談支援については、様々な障害に対応できる指定特定相談支援事業所および相談支援専門員の確保に向けて、湖東障害者地域自立支援協議会等で課題の整理を行います。
- ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する必要があることから、障害児相談支援については、障害児相談支援事業所と特定相談支援事業所の両方の指定を受けた事業所が一体的に実施することを基本とします。

(2) 子ども・子育て支援等

【彦根市子ども・若者プラン（第2期：令和2年～6年度）における事業量の見込み】

● 教育・保育の提供体制

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 1号認定：3～5歳 (教育のみ) [幼稚園・認定こども園]	人	938	906	798	755
② 2号認定：3～5歳 (保育の必要性あり・教育希望強い) [保育所・認定こども園]	人	1,959	1,959	1,959	1,959
③ 3号認定：0～2歳 (保育のみ) [保育所・認定こども園・地域型保育事業]	人	1,127	1,127	1,127	1,127

● 地域子ども・子育て支援事業の提供体制（抜粋）

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 時間外保育事業（延長保育事業）	人	676	676	676	676
② 放課後児童健全育成事業	1～3年生	1,161	1,124	1,114	1,093
	4～6年生	342	350	347	344
③ 一時預かり事業	幼稚園等	13,749	13,443	12,937	12,735
	上記以外	13,229	12,988	12,701	12,500
④ 地域子育て支援拠点事業	人日	80,375	80,375	80,375	80,375

【子ども・子育て支援事業計画との連携】

障害の有無に関わらず、子どもたちがともに成長できるよう、ひこね障害者まちづくりプラン 2024 においても、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握およびその提供体制の確保に当たって、彦根市子ども・若者プラン（子ども・子育て支援事業計画）との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

第6章 権利擁護と成年後見制度の利用促進

～彦根市成年後見制度利用促進基本計画（第2期）～

I 権利擁護と成年後見制度

「権利擁護」とは、「その人らしく生きる権利を守ること」です。認知症、知的障害その他の精神上の障害など、判断能力の問題により、自分らしい生活を送る上で大切なことを決め、主張し、実現することが困難な状態にある人が、可能な限り自らの意思に基づき、財産の管理または医療・介護・福祉等の生活の基本となるサービスを適切に利用（契約）できるよう、地域で支え合うことが求められています。

そのためには、早期に「権利擁護」のための支援（権利擁護支援）が必要であることに気付ける地域・場づくりが必要になります。また、自らの意思が反映された生活を送ることができるように、本人が自ら決定できるように支援する（意思決定支援）ことも必要です。

「成年後見制度」は、判断能力が不十分な人が財産管理や日常生活での契約などをを行うときに、不利益を被ったり、悪徳商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援をする制度です。成年後見制度の利用について、必要とされる人が、適切に制度利用へつながるようにするために、利用促進に向けた取組をしていく必要があります。

成年後見制度は権利擁護を推進するための重要な手段の一つであり、令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の中で、「成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない」と示されていることから、本計画においても、このことを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

本章では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用促進に向けた取組に係る基本方針を定めています。

本章の内容を、市が策定する成年後見制度計画利用促進基本計画として位置付け、認知症、知的障害その他の精神上の障害等により日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度の利用促進を図るものであります。

高齢者に係る部分については、第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にて同様に基本方針等を策定しており、本市における成年後見制度利用促進基本計画を構成するものです。

3 現状の整理

(1) 65歳以上の認知症高齢者数の推移

本市の65歳以上の認知症高齢者数は、令和4年度(2022年度)の5,045人から令和5年度(2023年度)には5,065人と増加しており、令和7年度(2025年度)以降の推計では、令和7年度(2025年度)には6,014人、令和12年度(2030年度)には7,037人、令和22年(2040年度)には8,612人と増加していくことが予想されています。

(単位：人)

令和4年度 (2022年度) 推計率17.5%	令和5年度 (2023年度) 推計率17.5% (※1)	令和7年度 (2025年度) 推計率20.0% (※2)	令和12年度 (2030年度)推計 率22.5% (※2)	令和22年度 (2040年度)推計 率24.6% (※2)
5,045	5,065	6,014	7,037	8,612

上記人数は、年度末時点での彦根市の高齢者数に、国が推計した認知症に関する推計率(※3)を乗じて算出したものです。

※1 令和5年度のみ令和5年9月30日時点人数

※2 令和7年度(2025年度)以降の高齢者数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」

※3 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度高齢労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授)

(2) 障害のある人の人数の推移

本市の知的障害のある人と精神障害のある人の人数は、いずれも増加傾向にあります。

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害者(※1)	1,326	1,384	1,430	1,462	1,500
うち65歳以上の人数	73	78	80	78	78
全体に占める割合	5.5%	5.6%	5.6%	5.3%	5.2%

※1 知的障害者：療育手帳交付台帳登載数

※1 各年度3月31日時点人数。令和5年度のみ令和5年9月30日時点人数。

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者(※2)	1,026	1,078	1,148	1,238	1,281
うち65歳以上の人数	124	128	132	146	145
全体に占める割合	12.1%	11.9%	11.5%	11.8%	11.4%

※2 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数

※2 各年度3月31日時点人数。令和5年度のみ令和5年9月30日時点人数。

(3) 大津家庭裁判所彦根支部管轄エリア(※)内における申立件数の推移

大津家庭裁判所彦根支部が管轄するエリア内においては、おおむね100件弱の申立てが行われています。

後見申立てが多くを占め、補助申立ては全体の10%未満となっています。

(単位:件)

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
後見申立て	68	63	61	73	68	47
保佐申立て	20	24	15	27	15	10
補助申立て	9	8	11	11	9	3
合計	97	95	87	111	92	60

※彦根市、近江八幡市、東近江市、愛知郡、犬上郡、蒲生郡を含む。(申請時点)

令和5年度のみ9月30日時点人数。

(4) 彦愛犬権利擁護サポートセンターについて

彦愛犬権利擁護サポートセンターは、①権利擁護に関する相談の解決支援、②成年後見制度の利用支援、③権利擁護の普及・啓発を行い、高齢者および障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を推進することを目的に、設置しているものです。

相談実績

令和4年度(2022年度)における相談件数は、高齢者が604人と全体の約80%を占めています。相談内容としては成年後見制度に係る内容が最も多く、全体の約60%を占めています。

●相談件数

(単位:件)

区分	令和2年	令和3年	令和4年
高齢者	1,503	592	604
障害者	420	174	178
不明(※)	65	25	2
計	1,988	791	784

●相談内容

(単位:件)

区分	令和 2 年度				令和 3 年度				令和 4 年度			
	高齢	障害	不明 (※)	全体	高齢	障害	不明 (※)	全体	高齢	障害	不明 (※)	全体
成年後見制度	654	62	1	717	330	114	3	447	361	106	0	467
金銭管理・財産管理	329	109	8	446	80	22	5	107	86	13	1	100
債務整理・浪費等	28	167	7	202	8	5	4	17	3	0	0	3
消費者被害・悪徳商法	4	0	3	7	2	0	4	6	0	0	0	0
相続・遺言	43	1	5	49	10	4	0	14	18	34	0	52
その他	445	81	41	567	162	29	9	200	136	25	1	162
計	1,503	420	65	1,988	592	174	25	791	604	178	2	784

※高齢者と障害者の区分に明確に振り分けられない相談者の人数

(5) 広報・啓発の現状 [令和 4 年度(2022 年度)実績]

市民または関係機関を対象に成年後見制度の普及啓発や権利擁護サポートセンターの PR をテーマとした講座を彦愛犬権利擁護サポートセンターが開催しました。

(開催回数:7 回、参加者数:約 145 人)

彦愛犬権利擁護サポートセンターの運営を受託している社会福祉法人彦根市社会福祉協議会の広報紙「社協ひこね」に定期的に記事を掲載し、市民向けに成年後見制度の概要などを周知しました。

(広報紙への記事掲載:4 回)

(6) 報酬助成の交付実績

本市では、後見人等への報酬を支払うことが困難な被成年後見人等に対し、報酬費用の助成を行っています。交付件数は年々増加傾向にあり、それに伴い交付総額も増加傾向にあります。

区分	高齢者（交付件数・交付総額）		障害者（交付件数・交付総額）	
令和元年度（2019年度）	9件	1,673,695円	4件	608,734円
令和2年度（2020年度）	8件	1,951,398円	9件	1,859,003円
令和3年度（2021年度）	13件	2,421,236円	8件	1,834,728円
令和4年度（2022年度）	12件	1,504,311円	7件	1,195,081円
令和5年度（2023年度）	4件	780,281円	3件	814,000円

※令和5年度のみ令和5年10月1日時点

(7) 市長申立ての件数

成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、支援できる親族がいない等の理由で、制度の利用ができない人に対しては、市長申立てにより成年後見人等の申立てを行っています。件数については年度ごとにはばらつきがあります。

（単位：件）

区分	高齢者	障害者	計
令和元年度（2019年度）	4	1	5
令和2年度（2020年度）	3	1	4
令和3年度（2021年度）	5	1	6
令和4年度（2022年度）	4	1	5
令和5年度（2023年度）	0	0	0

※令和5年度のみ令和5年10月1日時点

4 計画の評価・課題の抽出

(1) 彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会で出された評価・課題

計画を推進するに当たり、令和4年度(2022年度)に1回、令和5年度(2023年度)に2回「彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会」を開催しました。

(2) 評価・意見と課題

課題番号	評価・意見	課題	対象施策
1	医療機関や金融機関職員への広報・啓発が不足している。	医療機関や金融機関職員への広報・啓発方法	施策1 成年後見制度を含む権利擁護支援に関する広報・周知啓発
2	権利擁護支援、成年後見の周知という記載について、成年後見制度は、権利擁護支援の中の1つの支援方法である。	施策1の1、1の2の記載方法の整理	
3	個別に必要な市民への相談者には、制度の周知ができている。市民への啓発はシンポジウムや研修会などを行ってはどうか。	開催について、費用負担の問題や場所の選定	
4	誰に向けた広報啓発なのか(一般市民向け、行政、関係機関向け)の記載がわかりにくい。	施策1の記載方法の整理	
5	協議会立ち上げについて、他の委員が重なる従前の協議会等を利用してはどうか。	協議会の検討	施策2 権利擁護支援の仕組みの構築
6	親族後見人の交流会開催は評価できるが、参加者が少ない。	親族後見人交流会の周知方法の検討	
7	困難ケース検討会について、既存の会議を利用してはどうか。	困難ケース検討会の開催	
8	具体的な協議会内容について検討が必要である。	協議会の検討	
9	受任者調整会議について、他市町村から情報収集し、運営していくことが望ましい。	受任者調整会議の実施のための仕組み作り	施策5 後見等申立支援体制の整備
10	具体的な受任調整について検討が必要である。	受任調整の検討	
11	親族後見人の把握など、家庭裁判所に協力を求めてはどうか。	親族後見人の支援	施策6 後見人等への支援施策の整備
12	選任された後見人等と本人との間でコミュニケーションが取れない場合がある。	選定された後見人等と本人の意向相違時の対応	
13	受任者不足状況については、不足情報はおおむね入ってきてはいないが、福祉関係者から後見人等がなかなか決まらないという意見もあった。	受任者不足の状況確認	施策7 受任者不足の解消
14	法人受任について、継続できるよう受任機関に公的助成が必要ではないか。	法人受任の検討	

5 計画の基本理念

本計画における基本理念は、ひこね障害者まちづくりプラン2024の基本理念と同じく、以下のとおりとします。

みんなで ともに輝いて生きる・暮らす
安心・安全で やさしいまち 彦根

この基本理念を実現するために、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に制度利用につながり、メリットを実感できる形で制度が運用されるよう、本市の成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進していくこととします。

6 計画の基本目標

抽出した課題と基本理念に基づき、課題解決に向けた目標を以下の3つに大別します。

基本目標1 広報・啓発の充実

基本目標2 権利擁護支援の体制整備

基本目標3 後見人等への支援の充実

7 中核機関

基本目標を達成し、本市において権利擁護支援と成年後見制度のより一層の利用促進を図るために、権利擁護サポートセンターを中核機関として位置付けることとします。

(Ⅰ) 権利擁護サポートセンターの取組内容（令和5年度（2023年度））

① 権利擁護に関する専門相談に関すること

権利擁護に係る相談を受け、本市および各地域包括支援センター、各障害者相談事業所等に報告し、課題を整理し、必要に応じて適切な支援先などにつなぎ、連携しながら課題解決を図ります。

② 虐待等の権利侵害への対応および権利擁護に関する専門的支援に関すること

虐待対応に係る相談・助言等の支援を行います。

③ 成年後見制度の利用に関する相談等の専門的支援等に関すること

ア 成年後見制度の活用

本人申立て、親族申立てに関する支援（制度の説明や申立て書類の作成補助など）を行います。

イ 成年後見制度への円滑な移行

地域福祉権利擁護事業の対象者のうち、成年後見制度への転換が望ましい場合について、関係機関と連携し円滑な移行を進めます。

ウ 市長申立てへの対応

市長申立てが必要な場合は、本市や関係機関等と連携しながら、市長申立てへの支援を行います。

市が開催する市長申立て判定会議へ出席し、候補者の選定も含め、その対応等について協議・助言を行います。

エ 後見人等へのサポート

後見人等が日常的な相談や支援を得やすい体制を整備します。

④ 高齢者および障害者の権利擁護に関する普及啓発および研修に関すること

地域における権利擁護を推進するための普及啓発を行うとともに、研修会を開催します。

⑤ 権利擁護支援システムの構築および活動に関すること

ア 地域の実情に応じた権利擁護支援システムの構築にあたり、中核機関としての役割を果たします。

イ 様々な社会資源が有機的に連携する権利擁護支援ネットワークを構築します。

ウ 地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるようにします。

⑥ 地域の権利擁護支援の担い手の養成および活動に関すること

「市民後見人」の養成、育成方法について検討を行います。

(2) 中核機関の3つの機能

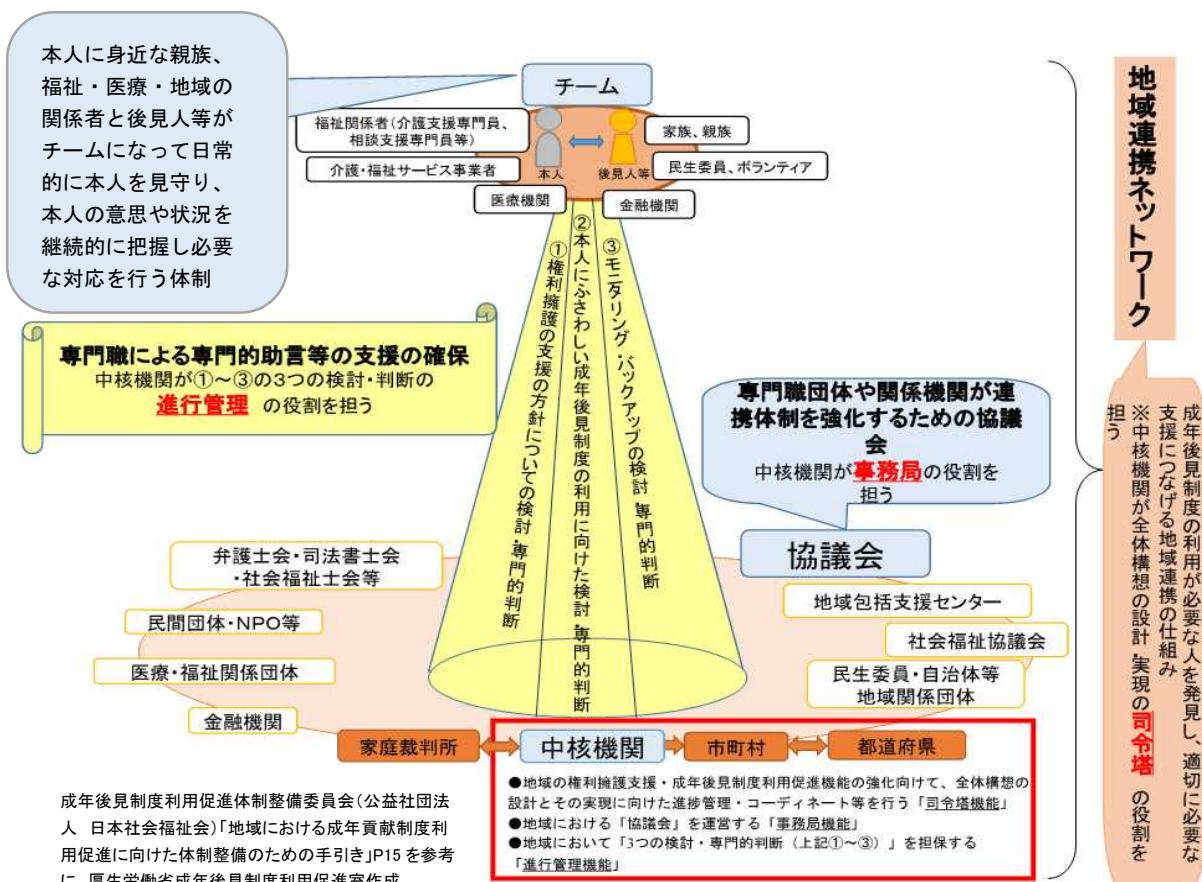
本計画に基づき、中核機関に求められる以下の3つの機能を権利擁護サポートセンターに整備します。

機能1 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・調整等を行う「司令塔機能」

機能2 地域において協議会を運営する「事務局機能」

機能3 支援方針の決定、後見人等を受任する候補者の推薦、支援状況の確認、受任後の支援といった、支援過程における重要な事項について検討・判断し、個別のチームを支援する「進行管理機能」

中核機関の役割イメージ図



8 施策の展開

基本目標を達成するために、以下の取組を推進します。

基本目標Ⅰ 「広報・啓発の充実」に対応した施策

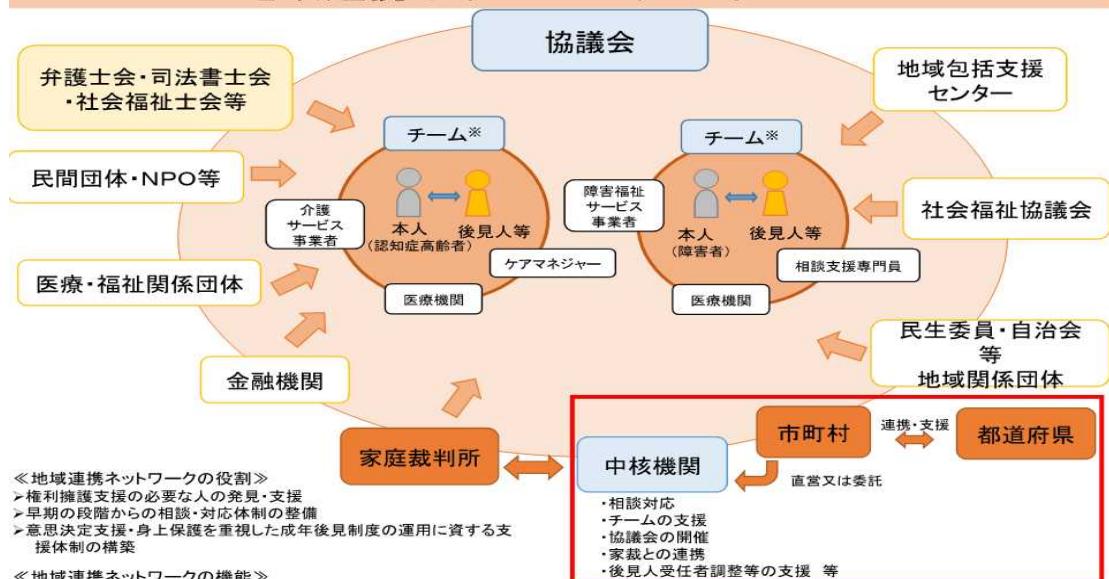
施策	事業・取組	主担当
施策Ⅰ 成年後見制度を含む権利擁護支援に関する広報・周知啓発 市民、行政機関、福祉関係者、医療関係者等に対する権利擁護支援および成年後見制度の普及・啓発を行います。	(1)権利擁護の各種支援制度の周知啓発を行います。 多様な相談窓口の周知、特に権利擁護サポートセンターの認知度の向上と役割の周知を行います。 ア 市民向け 広報ひこねや市ホームページ等への記事掲載 出張相談会・個別訪問（人が集まりやすい場所・地域の公共施設等）の実施。 研修会等の開催 イ 民生委員・児童委員、福祉関係者、医療関係者（医師会に協力依頼）、金融機関職員等向け 支援へのつなぎの役割を担う対象に対する周知 ウ 本市の職員向け（福祉以外の窓口担当職員含む） 要支援者と接触した際の適切な支援につなぐための周知啓発の促進 エ 相談受理機関の職員（地域の住民含む）等向け 福祉関係施設等における出張相談会の開催（相談者の身近な場所に出向き、ニーズを拾い上げる仕組みを定着させる。） (2)専門職等、行政機関、福祉関係者、医療関係者と合同の勉強会や研修等を開催し、意思決定支援も含めた制度の理解と普及に努め、顔の見える関係づくりの中で相談しやすい関係性を構築します。 また、実施には家庭裁判所にも協力を依頼します。	障害福祉課 高齢福祉推進課

基本目標2 「権利擁護支援の体制整備」に対応した施策

施策	事業・取組	主担当
施策2 権利擁護支援の仕組の構築 <p>(1)地域連携ネットワークの支援の仕組をつくり、意思決定支援の理念の普及を目指します。</p> <p>(2)協議会の体制整備を行います。</p> <p>(3)権利擁護支援の推進のために多職種が連携できる場をつくり、研修会等を積極的に開催します。</p> <p>(4)困難ケースへの対応について整理します。</p>	<p>ア 専門職団体・関係機関等の対象委員が重複している既存の委員会を活用し、金融関係者と医療関係者を委員に含めた協議会を設置します。</p> <p>また、協議会において、権利擁護支援の理念にのっとり、地域課題の検討・調整・解決を行うことで、多職種間での更なる連携強化を図ります。</p> <p>イ チーム(特に親族後見人等)への適切な支援体制を整備します。</p> <p>また、親族後見人交流会の参加増加に向けた取組を実施します。</p> <p>ウ 既存会議を活用しながら、困難ケースに対応し、困難ケース対応について、整理を行います。</p>	障害福祉課 高齢福祉推進課

- ※ 本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等から成る支援者の集まりを「チーム」と呼びます。
- ※ 専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体を「協議会」と呼び、その「協議会」が個別のチームと連携して利用者の支援にあたる仕組を「地域連携ネットワーク」と呼びます。

地域連携ネットワークのイメージ



*チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

出典：成年後見制度利用促進体制整備委員会(公益社団法人 日本社会福祉会)「地域における成年貢献制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」

施策	事業・取組	主担当
<p>施策3 相談・支援機関等との連携強化</p> <p>(1)福祉関係者、医療関係者、地域の関係者、後見人等がチームとして関われる体制を構築します。</p> <p>(2)専門職団体との連携を図り、法的課題等についての課題解決に取り組みます。</p> <p>(3)地域福祉権利擁護事業や生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携を強化します。</p>	<p>中核機関が必要に応じて専門職等と連携した支援を行います。</p> <p>また、中核機関において、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討・専門的判断を、法律・福祉等の専門的観点から多角的に行います。</p>	障害福祉課 高齢福祉推進課
<p>施策4 中核機関の機能強化</p> <p>中核機関の4つの機能 (1 広報、2 相談、3 成年後見制度利用促進、4 後見人等支援)を強化します。</p>	<p>支援を行っていく中で、中核機関の4つの機能を整備してきましたが、さらに、協働していく関係機関間との情報共有を行い、連携を推進しながら、機能強化を図ります。</p>	

施策	事業・取組	主担当
<p>施策5 後見等申立支援体制の整備</p> <p>(1)制度利用が必要かどうか検討する会議において、必要に応じて専門職等からの助言を得ます。</p> <p>(2)中核機関の専門的機能を向上させます。</p> <p>(3)受任者調整の仕組づくりを検討します。</p> <p>(4)必要に応じた市長申立てによる支援を行います。</p>	<p>(1)中核機関における判断の専門性・客観性を担保し、本人にとって適切かつ必要な後見人を選定するため、専門職等、第三者を含めた後見人等候補者調整会議(受任者調整会議)の設置を検討し、必要に応じて開催します。</p> <p>(2)受任者調整状況について他自治体から情報収集を行い、効果的な受任者調整の方法について研究します。</p>	<p>障害福祉課 高齢福祉推進課</p>

基本目標3 「後見人等への支援の充実」に対応した施策

施策	事業・取組	主担当
施策6 後見人等への支援 施策の整備 <p>(1)チーム体制を充実させ、後見人等を支援できる仕組みをつくります。 (2)親族後見人等が日常的に相談できる窓口を整備します。 (3)後見人等による不正の防止を図るために相談窓口の周知を行います。</p>	<p>(1)チームの支援方針を決める事例検討の場において、中核機関が必要に応じて専門職の関与等について支援します。また、権利擁護に関する支援の必要性や、適切な支援内容の検討などが、司法・福祉等専門的な観点により多角的に行われるようにします。</p> <p>(2)中核機関が親族後見人等の報告書類作成の相談に乗り、不安解消に向けた具体的な助言を行います。</p> <p>(3)後見人等の選任後、後見人等が他の支援者と円滑に連携できるように、必要に応じて中核機関が調整を行います。また、後見人等の選任後に後見人と本人の間に意向相違が生じた際の相談窓口の周知方法を検討します。</p>	障害福祉課 高齢福祉推進課
施策7 受任者不足の解消 <p>(1)法人後見実施機関の活動を支援します。 (2)市民後見人の養成に係る情報を収集します。</p>	<p>(1)法人後見実施機関からの相談を受け、必要に応じて中核機関が法人後見実施機関と他機関との連携を支援します。また、後見人等の業務を適切に継続することができる社会福祉法人等に対して、法人後見受任の取組を喚起します。</p> <p>(2)市民後見人の受任者を養成する取組等について、全国の事例の情報収集を行います。</p>	

9 重点取組事項

◎広報・周知啓発の充実

成年後見制度の認知度を向上させるため、市と中核機関は、広報ひこね、彦根市ホームページ等の様々な媒体を利用し周知啓発を行います。

中核機関は、医療関係者、金融機関職員、保健・福祉関係者、行政職員向けの研修等を開催し、権利擁護サポートセンターの認知度向上に努めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。

成果指標・数値目標：

- (1) 広報ひこねに、成年後見制度の特集ページを計画期間中に1回以上掲載する。
- (2) 広報ひこねのお知らせページに、年1回以上、記事を掲載する。
- (3) 出前講座を年間7回実施する。

◎権利擁護支援の体制整備

協議会において、地域課題の検討・調整・解決を行うことで、多職種間での更なる連携強化を図ります。

チーム(特に親族後見人等)への適切な支援体制を整備します。親族後見人交流会の参加増加に向けた取組を実施します。

成果指標・数値目標：

- 親族後見人の会議を年1回以上開催する。

◎後見人等への支援の充実

法人後見実施機関からの相談を受け、必要に応じて中核機関が法人後見実施機関と他機関との連携を支援します。後見人等の業務を適切に継続することができる社会福祉法人等に対して、法人後見受任の取組を喚起します。

成果指標・数値目標：

- 法人後見受任数を年2件以上とする。

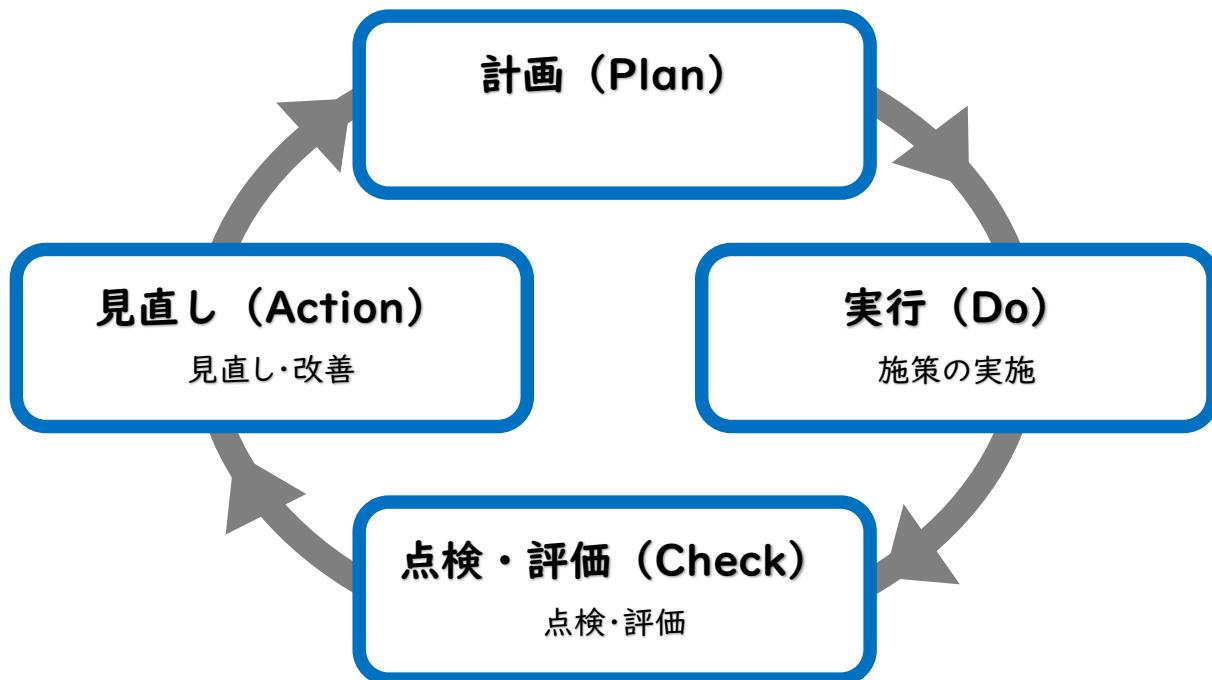
10 計画の評価と進行管理

(1) 計画の評価

本計画については、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するために、彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会において、計画の評価を行います。

(2) 進行管理

本計画については、「PDCA」のサイクルに沿って進行管理を行います。



II 計画策定と推進の経緯

年月日		会議・各種調査等	概要
令和4年度 (2022年度)	令和5年 (2023年) 3月22日	令和4年度彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期彦根市成年後見制度利用促進基本計画の概要について ・現在の取組状況について（令和3年度） ・今後のスケジュールについて
令和5年度 (2023年度)	令和5年 (2023年) 5月29日	令和5年度第1回彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度取組状況の報告および評価について ・今後のスケジュールについて
	令和5年 (2023年) 10月30日	令和5年度第2回彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期彦根市成年後見制度利用促進基本計画素案内容の確認修正について

I 2 彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員名簿

	氏名(敬称略)	所属団体名等	任期
1	中村 好孝	公立大学法人 滋賀県立大学	令和5年3月1日～令和7年2月28日
2	田嶋 明日香	滋賀弁護士会	令和5年3月1日～令和7年2月28日
3	藤本 英之	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート 滋賀支部	令和5年3月1日～令和7年2月28日
4	澤 和子	公益社団法人 滋賀県社会福祉士会	令和5年3月1日～令和7年2月28日
5	野村 武司	彦根市認知症 HOT サポートセンター	令和5年3月1日～令和7年2月28日
6	大塚 ひろみ	社会福祉法人とよさと ステップアップ21	令和5年3月1日～令和7年2月28日
7	川畠 外志美	地域生活支援センター まな	令和5年3月1日～令和7年2月28日
8	長崎 敏雄	彦愛犬権利擁護サポートセンター	令和5年3月1日～令和7年2月28日

第7章 数値目標・成果目標

I ひこね障害者まちづくりプラン 2024 数値目標

◆ 数値目標

区分	指標名	現状値 令和4年度	目標値 令和11年度	備考
1 いきいき 暮らす	手話通訳等依頼件数に対する派遣件数の割合	100%	100%	(所管) 障害福祉課
	働き・暮らしコト支援センターからの新規就職者数	39人/年 (令和5年3月末 現在)	⇒ 70人/年	(所管) 障害福祉課
2 のびのび 育つ	医療的ケア児等コーディネーターの配置数	0人	⇒ 1人以上	(所管) 障害福祉課
	発達障害のある人を対象とした相談実人数	652人	⇒ 933人	(所管) 発達支援センター
3 いつでも 相談・サ ービスが 受けられ る	障害福祉サービス等事業所の整備数	0	⇒ 1施設/年	(所管) 障害福祉課
	湖東福祉圏域内指定相談支援事業所内の相談支援専門員数	42人 (令和5年3月末 現在)	⇒ 54人	(所管) 障害福祉課
4 安心・安 全のやさ しいまち	福祉避難所の設置に係る協定締結事業所数	14か所 (令和5年3月 現在)	⇒ 20か所	(所管) 障害福祉課
	各種団体が実施する「障害福祉に関する研修会」に出講した件数	2件	⇒ 3件	(所管) 障害福祉課

2 成果目標

～彦根市障害福祉計画(第7・8期)・彦根市障害児福祉計画(第3・4期)の成果目標～
国の基本指針に基づき、本市の状況に応じた数値目標等を掲げ、それらの達成を目指して施策を推進します。

(1) 施設入所者の地域生活の実現

福祉施設に入所している人が、グループホームや一般住宅などで地域生活を送れるようになることをを目指し、国の基本指針を踏まえつつ、滋賀県の目標値や実績値を参考に、令和8年度までにおける成果目標を設定します。(参考値として令和11年度までの成果目標も表します。)

(参考 国の基本指標による目標)

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■本市における成果目標

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
施設入所者の地域生活への移行者数	0人	1人
施設入所者数の削減	82人	81人
県外入所施設から県内入所施設への移行者数【滋賀県独自】	0人	1人

(参考)

項目	令和11年度目標
施設入所者の地域生活への移行者数	2人
施設入所者数の削減	80人
県外入所施設から県内入所施設への移行者数【滋賀県独自】	2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者の連携支援体制を強化します。

(参考 国の基本指標による目標)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村および都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進する。

■本市における成果目標

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	有	有
ひきこもりの精神障害のある人における福祉施設の新規利用者数【本市独自】	3人	6人

(参考)

項目	令和11年度目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	有
ひきこもりの精神障害のある人における福祉施設の新規利用者数【本市独自】	9人

(3) 地域全体で支える仕組づくり

地域生活支援拠点等について、基幹相談支援センターや各相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害のある人の生活を地域全体で支える体制を構築し、その機能の充実のため、運用状況を検証および検討します。

強度行動障害のある人への支援体制の整備について、本人とその家族の支援ニーズの適切な把握に努め、支援につなげていくとともに、湖東地域障害者自立支援協議会と連携し、専門的な指導・助言ができる人材を育成するなど、地域の支援体制の整備を進めます。

(参考　国の基本指標による目標)

- ・地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する。
- ・強度行動障害を有する方に関し、各市町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】

■本市における成果目標

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の回数	4回	6回
強度行動障害を有する人への支援体制の整備【新規】	有	有

(参考)

項目	令和11年度目標
地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の回数	7回
強度行動障害を有する人への支援体制の整備【新規】	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行および職場定着を促進するため、令和8年度までにおける成果目標を設定します。(参考値として令和11年度までの成果目標も表します。)

(参考 国の基本指標による目標)

- ・令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
 - 就労移行支援事業：1.31倍以上
 - 就労継続支援A型事業：1.29倍以上
 - 就労継続支援B型事業：1.28倍以上
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

■本市における成果目標

項目	令和3年度実績	令和8年度目標
一般就労への移行者数	17人	26人
就労移行支援事業	13人	18人
就労継続支援A型事業	4人	6人
就労継続支援B型事業	0人	2人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合【新規】	0割	3割
就労定着支援事業の利用者数	8人	12人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	5割	6割

(参考)

項目	令和11年度目標
一般就労への移行者数	33人
就労移行支援事業	21人
就労継続支援A型事業	8人
就労継続支援B型事業	4人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合【新規】	4割
就労定着支援事業の利用者数	16人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	6.5割

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児が良質かつ適切な支援が受けられるように、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を図るとともに、障害児の地域参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

（参考 国の基本指標による目標）

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■本市における成果目標

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所以上
発達支援センターにおける発達障害の実相談件数【本市独自】(18歳未満)	572人	696人
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所以上
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置（湖東地域障害者自立支援協議会）	有	有
医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所の確保【本市独自】	2か所	2か所以上
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人	1人以上

(参考)

項目	令和11年度目標
児童発達支援センターの設置	1か所以上
発達支援センターにおける発達障害の実相談件数 【本市独自】(18歳未満)	812人
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所以上
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置（湖東地域障害者自立支援協議会）	有
医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所の確保 【本市独自】	3か所以上
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人以上

第8章 計画の推進体制

I 計画の推進

施策の推進にあたっては、広く市民の理解と協力を得ながら、地域、関係団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、市町村協議会（湖東地域障害者自立支援協議会）、行政等が協働・連携することにより、総合的かつ効果的な計画の実施を目指します。

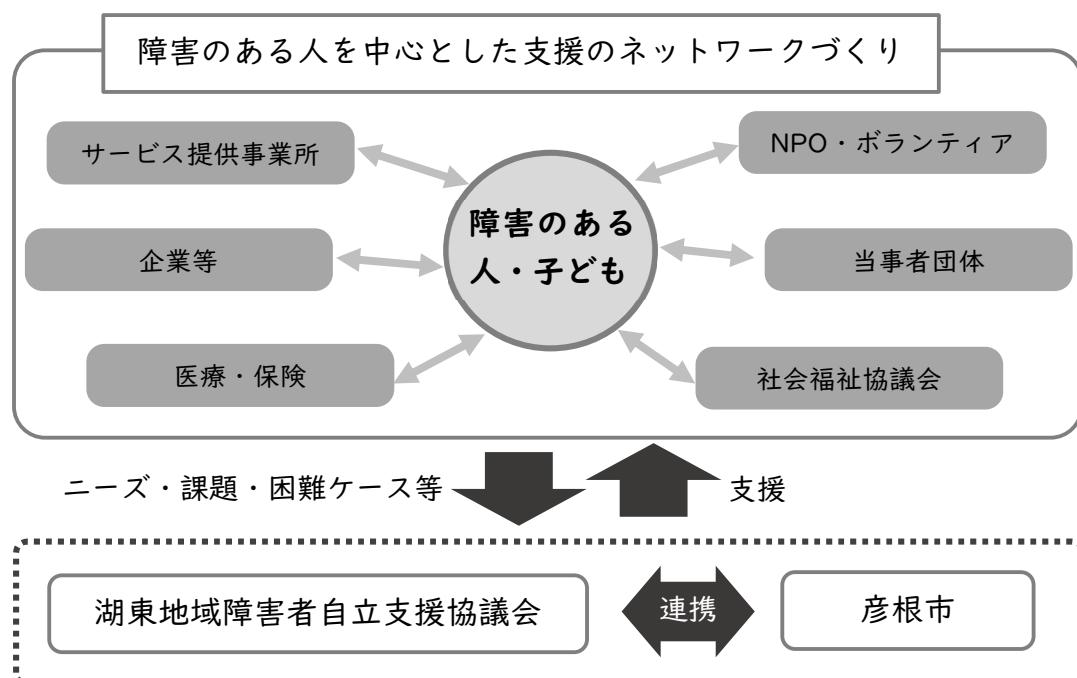
（1）本市関係各課の連携体制の整備

障害者福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、各分野の関係者が連携して取り組むことが重要です。このため、本市関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組を推進します。

（2）関係機関との連携・ネットワークづくり

湖東福祉圏域全体での取組を視野に入れて、本市も参画する湖東地域障害者自立支援協議会を中心に地域の関係機関との連携を図り、本計画の推進に必要な事項の協議や検討を行います。

障害のある人やその家族、地域、関係団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、市町村協議会（湖東地域障害者自立支援協議会）、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会全体で支援体制の構築を図ります。



2 計画の進行管理

各年度において、障害者施策や成果目標、障害福祉サービスの見込み量、達成状況の点検・評価などの進行管理について、行政内部での検討を行うとともに、彦根市障害者福祉推進会議で審議します。

また、本市も参画する湖東地域障害者自立支援協議会においても、状況分析や課題、対応策等の協議を行い、計画の推進に向けて連携を図ります。

●PDCA サイクルの導入

- ・少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。
- ・令和8年度に実施予定の本計画の中間評価の際には本市障害者福祉推進会議や湖東地域障害者自立支援協議会等の意見を聞くとともに、その結果について公表することを予定しています。

